

てしかが歴史写真館

178



町の歴史を見続けてきた山

皆さん、この写真の撮影場所が分かりますか？

後方に写っている噴煙がヒントになるかと思いますが、正解はアトサヌプリ(硫黄山)とマクワレンチサップ(かぶと山)との谷間です。雪のない時期につつじヶ原自然探勝路を歩くと見られますが、流出した白っぽい土砂が一面を覆っている辺りです。確かに、なだらかな斜面が広がっていて、スキー場としては最適です。

阿寒国立公園史をひもといてみると「1931(昭和6)年1月18日 硫黄山で釧路スキー協会の発足式」という記述が残っています。昭和初期には、釧路地方のスキーのメッカだったそうです。

さらに注目していただきたいのは、写真の中央。鳥居らしきものが見えませんか？

正真正銘の鳥居です。祭られたのは、各地の鉱山に見られる山神の系統で大山祇大神(オオヤマヅミノオカミ)といい、現在は川湯駅前市街の一角に移されている大山神社です。1981(昭和56)年に発行された弟子屈町史には「硫黄山の繁栄と創業の安全を祈願するための存在で、かつての盛時をしのばせるものがある」と記されています。

現在は立ち入り可能区域が制限されていますが、硫黄の採掘から始まり、川湯温泉開湯の礎となり、人々に親しまれてきたこの山は、明治以降のわが町の歩みには欠かせない存在です。

てしかが郷土研究会(斎藤)



「気持ちも新たに誓いのことば」

1月10日に行われた、第68回弟子屈町成人式での1コマです。新成人を代表して、渡邊雅仁さんと高田穂乃香さんが『誓いのことば』を述べました。

(関連記事37ページ)

2016.2

No.738

てしかが

主な内容

- 確定申告に行こう！……………②
- てしかがまちひと・しごと創生戦略を策定…⑥
- 春の総合健診の申し込みを受け付け…⑧
- 第79号町議会だより第4回定例会…⑭
- マイナンバー制度がスタートしました…㉙
- 町税などの納期限／夜間納税窓口開設…⑭

2016.2
てしかが

毎月1回発行 発行／弟子屈町 編集／まちづくり政策課 ☎482-2913 ☎482-2696
〒088-3292 弟子屈町中央2丁目3番1号 URL <http://www.town.leshikaga.hokkaido.jp/>

この広報紙には
再生紙を使っています

R100

!

確定申告に行こう！

2月16日(火)～3月15日(火)
受付時間／9時～17時

※事業・譲渡所得のある方(卸小売業やサービス業などの事業者や、土地・建物・株式などの売却がある方)は16時までとなります。

どうして確定申告が必要なの

平成27年分の確定申告が2月16日(火)から始まります。必要な準備を事前にしっかりと、期限内に必ず申告するようにしましょう。

確定申告とは、前年の1年間に生じた全ての収入から経費を引いた所得の金額と、それに応じた所得税の額を計算し、その年に納めなければいけない所得税の過不足を清算する手続きです。勤務先で年末調整をされて既に所得税を清算している方など、一部の方を除いた皆さんには必ず確定申告をしなければなりません。

昨年中の所得を申告する手続きには、確定申告と住民税申告の2つがあります。いずれも、昨年の所得を計算し、申告するものが、確定申告は国の中の税金である所得税を計算するために申告するもの、住民税申告は翌年度に課税される住民税を計算するために申告するものです。本来はそれぞれ申告しなければならないが、確定申告をした方は、その内容で住民税申告をしたもののとして取り扱われるため、あらためて住民税申告をする必要はありません。これ

まで確定申告しかしたことがないという方も、実は住民税申告もしていることになっているのです。所得税法の改正により、年金收入が400万円以下の方で、その他に20万円までの所得がない方は、確定申告の必要がなくなりました。これはあくまで『確定申告』の必要がなくなりただけですので『住民税申告』はしなければなりません。

勤務先で年末調整をしている方なども、医療費控除がある場合、扶養控除・社会保険料控除に追加がある場合は、申告しなければ控除されませんので、確定申告の義務がなくとも申告した方が有利になる場合もあります。

所得の申告をしなければ、そもそもどれだけの所得があるのか、もしくは所得が全くないのかということが自体が分かりません。所得の判断ができないため、所得がない方や少ない方が受けられる公的サービスや税などの軽減も受けられないことがあります。また、所得が分からぬため、本来は発行できる所得証明書などの証明書類が発行されません。ですから、確定申告・住民税申告で所得の申告をする必要があるのです。



確定申告つて 時間がかかりそう

確定申告は、確かに時間がかかるものです。しかし、必要な書類を準備してまとめ、計算が必要なものは計算してから臨むことで、早く済ませることができます。

例年よくあるのが、必要書類が全部そろっていないため書類を取りに戻る、または後日申告となるケースです。必要書類の代表的なものは、給与・公的年金の源泉徴収票、生命保険料控除・地震保険料控除の証明書などがあります。

対象となる書類は、10～1月ころに、勤務先または保険会社から受け取っているはずです。全ての書類をなくさないように保管し、申告の際に持参ください。もし、なくしてしまった場合は再発行してもらい、必要書類をそろえてから申告に臨むようにしてください。

また、あらかじめ医療費控除の計算をしていないため、計算して出直すことになつたり、その場で計算するため時間がかかり、他の方を待たせてしまうといったケースが多くあります。医療費控除は、対象となる領収書を受診した方ごと、さらに医療機関ごとにまとめて小計・合計を計算してきていたぐことにようり、確認が簡単に済み、時間がかかりません。入院・手術などで生命保険

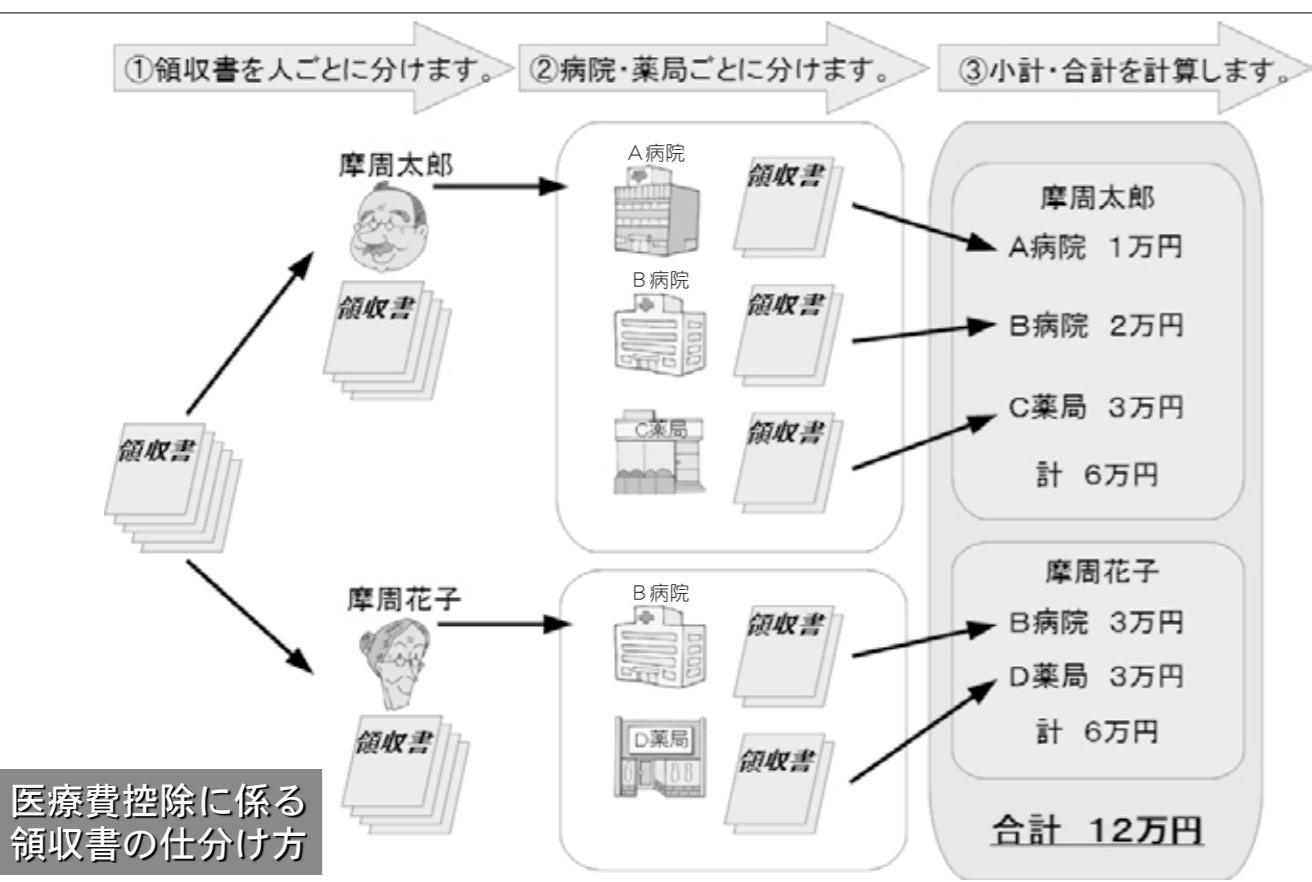


申告は、必要なものをしっかりと準備し、まとめて、手早く済ませましょう。

会社などからの給付金があつた場合は、その金額を差し引いた額が対象となりますので、その金額が分かるようにしてお越しください。また、町の小・中学生医療費助成制度(フレカ)のポイント分も、前述の給付金と同様に取り扱われます。ポイント相当分を引いた負担額が、医療費控除対象額となります。

営業や不動産賃貸の申告をする方は、事前に収入金額のほか、領収書や経費を整理して、一度、収支内訳書にまとめてから臨みましょう。収支をまとめていらない場合は、他の方を長時間待たせてしまうことになりますので、まとめてから後日、申告をお願いしています。

なお、平成26年分の申告から、全ての事業主の方が売り上げと仕入れや経費を記載した帳簿を作成し、7年間は保存することが義務付けられました。帳簿がない場合は申告をすることができませんので、ご注意ください。



確定申告つて 難しそう

確定申告には複雑な法律の規定が数多くありますが、要点を押さえればそれほど難しいものではありません。毎年、誤りの多い医療費控除と公的年金受給者の申告について説明します。

〈医療費控除〉

Q 市販薬は医療費控除の対象になりますか？

A 市販薬も医薬品の場合、基本的には医療費控除の対象になります。ただし、病気の治療を目的としたもの、一般的な使用量を超えないものが対象です。たとえ医薬品であっても、健康増進や疾病予防のために購入したビタミン剤などの類い、一時的に症状を改善するだけのもの、医療機関の受診をせずに症状を自己判断して購入したもので疾病の治療に要すると明確に判断できなければなりません。これらの方は、該当になります。



通院にかかる交通費

は、医療費控除の対象になります

か？



約317万円以上の方が、それぞれ10万円以上の部分が控除対象の医療費となり、それ以下の医療費となります。下限額以上の部分が控除対象の方は、所得に応じて下がった

対象の医療費となり、それ以下の医療費となります。下限額以上の部分が控除対象の方は、所得に応じて下がった

対象の医療費となり、それ以下の医療費となります。下限額以上の部分が控除対象の方は、所得に応じて下がった

Q

共交通機関(バス・JR)を利用した場合は領収書が発行されませんので、必ず、利用した日や金額をメモするなどしてお持ちください。自家用車を使用して移動した場合のガソリン代などは、対象になりません。自家用車で移動したものを、公共交通機関に置き換えて控除できるわけではありませんので、ご注意ください。

約317万円以上の方が、それぞれ10万円以上の部分が控除対象の医療費となり、それ以下の医療費となります。下限額以上の部分が控除対象の方は、所得に応じて下がった

A

年金収入額が400万円以下で他

対象の医療費となり、それ以下の医療費となります。下限額以上の部分が控除対象の方は、所得に応じて下がった

Q

年金収入額が400万円以下で他

対象の医療費となり、それ以下の医療費となります。下限額以上の部分が控除対象の方は、所得に応じて下がった

A

年金収入額が400万円以下で他

対象の医療費となり、それ以下の医療費となります。下限額以上の部分が控除対象の方は、所得に応じて下がった

Q

年金収入額が400万円以下で他

対象の医療費となり、それ以下の医療費となります。下限額以上の部分が控除対象の方は、所得に応じて下がった

A

年金収入額が400万円以下で他

対象の医療費となり、それ以下の医療費となります。下限額以上の部分が控除対象の方は、所得に応じて下がった

Q

年金収入額が400万円以下で他

対象の医療費となり、それ以下の医療費となります。下限額以上の部分が控除対象の方は、所得に応じて下がった



準備ができたら
お早めに

確定申告・住民税申告は、弟子屈町役場では2月16日(火)から開始となります。

還付申告については、釧路税務署で既に受け付けを開始していますので、お急ぎの方はそちらで申告してください。
終了は3月15日(火)です。必ず期限内に、忘れないで申告してください。
川湯消防会館2階でも、2月20日(土・21日(日))の2日間、9時～正午、13時(21日は15時まで)に受け付けします。川湯地区の方や土・日曜日しか都合がつかない方は、こちらをご利用ください。

おうちで作成 ネットで申告e-Tax

e-Taxとは、インターネットに接続しているパソコンがあれば、税務署に出掛けることなく、所得税・消費税の確定申告を自宅から行うことができるといふものです。

①国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から直接送信できます

自動計算で便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して

作成した申告書を、自宅からe-Taxで直接送信できます。

※確定申告書等作成コーナーは「確定申告」で検索してください。

②添付書類の提出や提示を省略できます

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、記載内容(病院などの名称・支払金額など)を入力して送信することで、これらの書類の提出や提示を省略できます。

※税務署から書類の提出、または提示を求められることがありますので、必ず整理・保管をしてください。

③還付金を早く受け取ることができます

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。



(3週間程度に短縮)

④24時間いつでも利用可能です

所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。

この機会にぜひ、e-Taxをご利用ください。

手続きなどの詳しい内容は、e-Taxホームページ【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。

釧路税務署での確定申告

▶会場
釧路税務署(釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎2階)

▶確定申告期間
2月16日(火)～3月15日(火)
※還付申告については、1月4日(月)から受け付けを開始しています。

▶受付時間
平日の9～17時
※混雑の状況により、長時間お待ちいただくこともありますので、なるべくお早めにお越しください。

□問い合わせ先
釧路税務署☎0154③5100まで。



問い合わせ先／役場税務課課税係☎482-2914(課直通)



将来像実現のための取り組み

人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり活力あるマチを維持していくため、社会減・自然減に対応し、安定的な人口の確保を図っていきます。また、人口規模の若返りを図るとともに、子育て環境の整備や雇用の拡大・創出などに総合的に取り組んでいきます。

先に掲げた『目指すべき将来像』を実現するため、次のとおり3つの『戦略の柱』を定めました。また、戦略の柱に基づいた施策も定め、取り組みを行っていきます。

戦略の柱

地域資源を生かした地域活性化の推進

観光・農業を柱とした地域活性化、雇用・新産業の創出を目指します。

▶主な取り組み

- エコツーリズムの推進
- 地場産の利用促進と特産品開発
- など

本町の豊かな自然環境や、さまざまな地域資源を生かした産業振興を通じ、若年層を中心とした雇用の創出や、起業を促進します。

人材育成の推進

産業とまちづくりの担い手の人材確保と育成を進めます。

▶主な取り組み

- 農業・林業・商工業者の担い手の育成
- ふるさと学習の推進
- など

子どもたちの郷土愛の醸成と職業観の育成、学校教育の充実、町内産業の人材育成と担い手の確保に努めます。

総合的な定住対策の推進

子育て支援、交流人口の拡大と定住の推進を進めます。

▶主な取り組み

- 妊娠・出産の支援
- 交流人口の拡大と移住・定住の推進
- など

誰もが安心して子どもを産み育てられる、子どもたちが健やかに成長できる環境整備を目指します。魅力的な地域づくりを進め、移住・定住を促進します。

戦略の期間は、2015年度から2019年度までの5年間です。計画期間内の取り組み状況など、進ちょく管理と施策の効果検証は、てしかが創生委員会で毎年行い、翌年度の政策に反映していきます。

戦略は策定して終わりではなく、これからどう実行していくか、実行していった結果、どのようにまちづくりにつながるかということを、しっかりと検証していかなければなりません。これからも皆さんのご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、町公式ウェブサイト(<http://www.town.leshikaga.hokkaido.jp>)に掲載していますので、ご覧ください。

目指すのは

水と森と人が輝き、活力あふれる自立したまち
～誰もが自慢し、誰もが誇れる、町民が家族のようなまち～

てしかが まち・ひと・しごと 創生戦略を策定

「人口減少の克服」「地方創生」という課題に取り組むため、国は「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ「まち・ひと・しごと創生法」を施行。それに伴い各地方公共団体は、人口減少社会への対策や地域を活性化する対策を盛り込んだ、5年間の地方版総合戦略を策定するよう求められていました。

町では、徳永町長を本部長とした「てしかが・まち・ひと・しごと創生戦略策定推進本部会議」と、各分野で活躍する外部有識者や町民の皆さん、町内各界の関係者で構成する「てしかが創生委員会」を設置。昨年8月から、5回の創生戦略策定推進本部会議と、4回のてしかが創生委員会を開催して「てしかが・まち・ひと・しごと創生戦略」を策定しました。

本町が目指すべき将来像は「水と森と人が輝き、活力あふれる自立したまち～誰もが自慢し、誰もが誇れる、町民が家族のようなまち～」です。将来像実現のため、産業振興、雇用促進、子育て支援、地域資源を活用した地域づくりを行っていきます。

人口の推移と目標人口

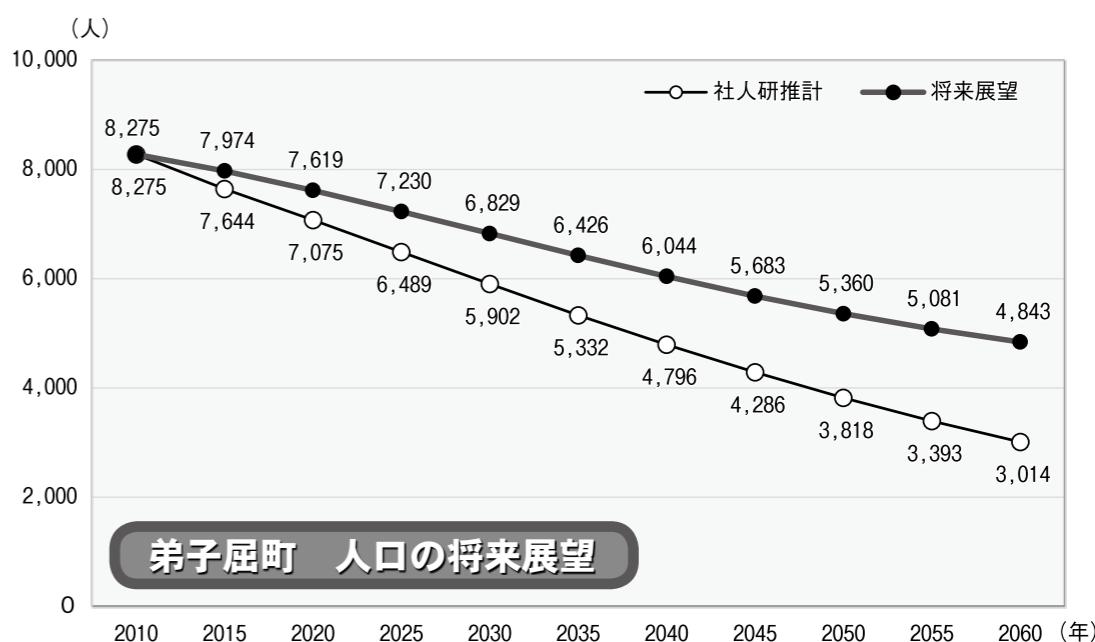
本町の総人口は、1965年の13,622人をピークに減少を続けています。このまま何も対策をしなければ、2040年には4,796人にまで減少すると推計されています。(国立社会保障・人口問題研究所(社人研)推計)

人口が減り続けると、労働力人口の減少、消費市場の縮小、高齢化による社会保障費の増加など、地域経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

長期的な人口の減少を縮小するため、若い世代の結婚・出産・子育てを推進し、合計特殊出生率(1人の女性が一生に産む子どもの平均数)を現在の1.57から1.80に上昇させること。また、転入・転出の均衡を図ることで、2040年の人口を6,000人とする目標を定めました。

弟子屈町の目標人口 2040年 6,000人

- ▶転出と転入を均衡させる
- ▶合計特殊出生率を1.80まで上昇させる



年に一度の検診で健康チェック！

春の総合健診の申し込みを受け付け

町では4月(春)、10月(秋)の年2回、総合健診を行っていますが、4月18日～22日に行われる春の健診の申し込みを受け付けます。

10月に行われる秋の健診の詳細は、広報でしかが8月号でお知らせします。

あなたの健康状態の確認のためにも、年に一度は健康診断を受けましょう。

自己負担額

年齢 検査項目	30～39歳	40歳 (昭和51年4月1日～昭和52年3月31日生まれ)	41～69歳	70～74歳	75歳以上	生活保護受給者
特定健診・基本健診	1,000円		1,000円	500円		
胃がん検診			1,000円	500円		
肺がん検診			500円	300円		
大腸がん検診			500円	300円		
前立腺がん検診			1,000円	500円		
肝炎ウイルス検査			500円	300円		
骨粗しょう症検診	1,512円				300円 (町から届いたはがきをお持ちの方、 はがきをお持ちの生活保護受給者の方は無料) 1,512円 (上記以外の方でオプション検査で受ける方)	
エキノコックス症検査					自己負担なし	
眼底検査					626円 ※国保特定健診、基本健診を受診される方のオプション検査です。(予約不要)	
心電図検査					1,404円 ※国保特定健診、基本健診を受診される方のオプション検査です。(予約不要)	

申し込み方法

氏名、生年月日、住所、電話番号、加入保険証の種類、希望する健診項目、受診希望日(第1希望、第2希望)などを、次のいずれかの方法でお知らせください。

- ▶ 来庁／役場健康推進課健康推進係
- ▶ 電話／☎ 482-2935(課直通)
- ▶ ファクス／Fax 482-2696
- ▶ 電子申請／町公式ウェブサイト(下記アドレスか、二次元コードにアクセス)
URL <http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp>(暮らしの情報>健康・福祉>検診)
携帯電話などにバーコードリーダー機能がある場合は、右の二次元コードを読み取ってください。
- ▶ 申し込み締め切り／**3月24日(木)(厳守)**

※総合健診登録制度(下記参照)をご利用の方は、申し込み不要です。



総合健診登録制度

総合健診登録制度をご存じですか。

この制度は「健診の時期」「場所」「健診項目」「時間帯」などの希望を登録していただくものです。登録後は、健診の申し込みをいただかなくても、登録いただいた内容で健診の10日前までに案内させていただきます。

登録することで健診の申し込みの手間が省けるほか、申し込み忘れを防ぐこともできます。

登録は電話でもできます。この機会に、ぜひ、ご登録ください。

- ▶ 電話／☎ 482-2935(課直通)
- ▶ メール／kenkou@town.teshikaga.hokkaido.jp

問い合わせ先／役場健康推進課健康推進係☎ 482-2935(課直通)

総合健診の日程

期日	受付時間	場所
4月18日(月)	6:00～11:00	川湯農村センター
4月19日(火)	6:00～9:30	美留和会館
4月20日(水)		
4月21日(木)	6:00～11:00	社会老人福祉センター
4月22日(金)		

期日	場所
10月2日(日)	
10月3日(月)	
10月4日(火)	社会老人福祉センター
10月5日(水)	
10月6日(木)	川湯農村センター

検査項目

内容	対象者など
特定健診・基本健診 (血液検査・尿検査・身体計測・血圧測定)	• 特定健診／30～74歳の弟子屈町国民健康保険加入者の方 後期高齢者医療保険加入者の方 社会保険被扶養者の方で、特定健診受診券をお持ちの方 ※受診券については、各保険者にお問い合わせください。 • 基本健診／40歳以上の生活保護受給者の方
がん検診 胃(バリウム)・肺(X線)・大腸(検便) 前立腺(採血)(※男性のみ)	• 40歳以上の町民の方(加入保険は問いません) ※胃がん検診は、胃や腸の手術をされた方、腸閉塞(へいそく)や大腸憩室のある方、腹部動脈りゅうのある方、高齢で便秘気味の方(バリウムが詰まる恐れがあります)、バリウム使用後にアレルギー反応(発疹、かゆみ、吐き気など)が出たことがある方などは、検査をお断りすることがあります。
骨粗しょう症検査	• 節目健診／年度年齢40・45・50・55・60・65歳の女性 ※対象の方には、4月にクーポン券、はがきを送付します。 • 上記以外の方／オプション検査で受けられます。
肝炎ウイルス検査(採血)	• 70歳未満で、検査を受けたことのない方
エキノコックス症検査(採血)	• 9歳(小学3年生)以上で、過去5年以上検査を受けていない方
眼底検査・心電図検査 (※国保特定健診・基本健診受診者限定)	• 眼底検査／網膜症などの検査 • 心電図検査／心臓の異常をみる検査 ※国保特定健診、基本健診を受診される方のオプション検査です。 (予約不要)

高齢者肺炎球菌予防接種に助成しています

町では、高齢者肺炎球菌予防接種に助成を行っています。

今年度は、2016年3月31日までに「65歳」「70歳」「75歳」「80歳」「85歳」「90歳」「95歳」「100歳以上」になる方が、助成の対象です。今年度、対象となった方は、今後、助成の対象となることがありませんので、予防接種を希望される方は、ぜひ、この機会に受けましょう。

▶助成対象者

対象年齢(年度年齢)	生年月日など
60～64歳	1951(昭和26)年4月2日～1956(昭和31)年4月1日に生まれた方で、心臓や腎臓、呼吸器の機能に障がいがある方、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいがあり厚生労働省省令に定められた方。
65歳	1950(昭和25)年4月2日～1951(昭和26)年4月1日に生まれた方
70歳	1945(昭和20)年4月2日～1946(昭和21)年4月1日に生まれた方
75歳	1940(昭和15)年4月2日～1941(昭和16)年4月1日に生まれた方
80歳	1935(昭和10)年4月2日～1936(昭和11)年4月1日に生まれた方
85歳	1930(昭和5)年4月2日～1931(昭和6)年4月1日に生まれた方
90歳	1925(大正14)年4月2日～1926(大正15)年4月1日に生まれた方
95歳	1920(大正9)年4月2日～1921(大正10)年4月1日に生まれた方
100歳以上の方	1916(大正5)年4月1日以前に生まれた方

▶助成回数／生涯1回のみ助成(※過去に1回でも自費で接種している方は、対象になりません)

▶実施医療機関／摩周厚生病院・布施医院・弟子屈クリニック・美里クリニック・川湯の森病院

▶自己負担額(右記以外は町が負担します)／70歳以下の方 2,000円・75歳以上の方 1,000円

▶予防接種の受け方／役場に助成の申し込みをした後で、各医療機関に予防接種の予約をしてください。

▶申し込み締め切り／3月18日(金)(医療機関への予約が必要ですので、助成は早めに申し込みください)

問い合わせ先／役場健康推進課健康推進係☎ 482-2935(課直通)

メンタルヘルス講演会を開催します

メンタルヘルス(こころの健康)を保つことは、私たちが自分らしく楽しく過ごすために、とても大事なことです。皆さんは普段の生活の中で、精神的に疲れることはありますか。もしかしたらそれは、自分で自分自身を疲れさせているのかもしれません。

メンタルヘルス講演会では、自分自身で「精神的な疲れ」をコントロールする方法をお知らせします。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

▶日時／3月5日(土) 14時～15時30分

※荒天により、3月19日(土)に延期する場合があります。

詳しくは、町公式ウェブサイト(<http://www.town.leshikaga.hokkaido.jp>)をご参照ください。

▶場所／町公民館 2階 講堂

▶内容／演題 こころの健康のセルフマネジメント(仮)

講師 北海道教育大学釧路校 教授 安川禎亮氏

▶入場料／無料

▶申し込み／不要(直接、会場にお越しください)

※その他／託児を行います。ご希望の方は、ご連絡ください。

問い合わせ先／役場健康推進課健康推進係☎ 482-2935(課直通)

エキノコックス症に注意！

エキノコックス症は「エキノコックス」という寄生虫が、主に肝臓に寄生して起こる病気です。エキノコックスは通常、自然界ではキツネとネズミに寄生することが多いのですが、エキノコックスの卵が何かの機会に入間の口に入ってしまった場合、感染することがあります。

エキノコックス症の感染率は、他の病気に比べてとても低いです。感染してもすぐに自覚症状はなく、数年から10数年の潜伏期間があります。感染後、肝臓の中で大きなしこりになると、次のような症状が現れます。

- 疲れやすい
- 腹部の不快感、鈍痛
- 発熱
- 黄疸

予防するため

- 外から帰ったら必ず手を洗う。
- 野生の果物、山菜などは、よく洗うか十分に加熱する。
(エキノコックスの卵は低温には強いのですが、熱には弱く、煮沸すると卵を殺せます)
- 小川の生水などは飲まない。
- キツネの餌になる残飯や生ごみを放置しない。
- 犬の放し飼いは絶対にしない。
- キツネに餌付けしたり、手で触ることは絶対にしない。

5年に一度は検診を

エキノコックス症を早期発見するために、5年に一度、検診を受けることが大切です。

エキノコックス症検診は毎年、町の総合健診(春と秋)で実施しています。内容は血液検査で、対象は小学校3年生以上の町民の方です。(総合健診の詳細については、8～9ページをご覧ください)

問い合わせ先／役場健康推進課健康推進係☎ 482-2935(課直通)

インフルエンザが流行しています！

インフルエンザとは

- 感染力が非常に強く、毎年10人に1人がかかるといわれています。
- 比較的、急速に38℃以上の発熱があり、咳や喉の痛み、全身の倦怠感(だるさ)を伴う場合には、インフルエンザに感染している可能性があります。予防接種をしても感染することもありますが、症状が軽く出る場合が多いです。
- 感染した可能性がある場合には内科、小児の場合は小児科を受診しましょう。受診の際は、周りの人にもうつさないよう、マスクをしていきましょう。

インフルエンザにかかるないようにするには

- ①帰宅時には手洗い・うがいをする。
- ②アルコールを含んだ消毒液で手を消毒するのも効果的です。
- ③外出時、周りにインフルエンザにかかった人がいる場合にはマスクを着用する。
- ④栄養や睡眠を十分にとり、抵抗力を高めておくことも発症を防ぐ効果があります。
- ⑤予防接種を定期的に行う。

※町内の医療機関で予防接種を実施しているので、お問い合わせください。

医療機関によってはワクチンの在庫がない場合があります。

※効果が持続する期間は一般的には5カ月程度といわれています。

流行するウイルスも変わるので、定期的に予防接種を行うことが望ましいです。

問い合わせ先／役場健康推進課健康推進係☎ 482-2935(課直通)

役場や町の各施設では

役場や町の各施設では、風邪症状のある職員は「マスクを着用」するようにしています。接客時などにご迷惑をおかけしますが、ご理解ください。

問い合わせ先／役場総務課総務係☎ 482-2912(課直通)



おうちで簡単！
すぐにできる運動！

健康教室を開催します

健康を維持・増進するためには、適度な運動が必要です。でも、実践するのはなかなか難しいですよね。特に冬場は、外に出る機会も少なくなり、運動不足になる方が増える傾向にあります。

町では『ヘルスアップ講座』でお馴染みの古田裕子先生を講師に迎え、健康教室を開催します。「立つ」「座る」「歩く」といった日常生活の動作を活用しながら、ご家庭でも簡単にできる運動の仕方をご紹介します。

当日、会場には体組成計を用意しています。ご希望の方は、ご自分の体重や筋肉量、体脂肪率などを健康教室開催前に測定することができます。

▶日時／2月26日(金) 19時～20時30分(体組成計による計測は18時30分～19時)

※荒天などにより中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

▶場所／町公民館 2階 講堂

▶講師／古田 裕子 先生

(健康運動指導士の資格を持ち、早稲田大学オープン教育センター非常勤講師として活躍中)

▶定員／30人程度

▶参加費／無料

▶持ち物／上靴、筆記用具

▶申し込み／会場の準備上、事前の申し込みが必要です。下記まで、お申し込みください。

問い合わせ先／役場健康推進課健康保険係 482-2935(課直通)

ご存じですか？ジェネリック医薬品

後発医薬品(ジェネリック医薬品)をご存じですか？

ジェネリック医薬品は、厚生労働省が先発医薬品と同等と認めた医薬品です。先発医薬品の特許満了後に、薬の有効成分が同等で効能・効果が同じ医薬品として新たに申請され、他会社が同じ成分で開発した安価な医薬品です。

町では、増え続ける医療費の適性化に向け、ジェネリック医薬品の推進を行っています。国民健康保険加入者で対象となる方へ、年4回の差額(処方された薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額)をお知らせしています。

また、ジェネリック医薬品をもっと手軽に利用していただくため「ジェネリック医薬品希望シール」(右図)を健康保険係窓口に用意していますので、ご活用ください。

問い合わせ先／役場健康推進課健康保険係 482-2935(課直通)



（こうくう）についてお伝えします。
歯・口腔について、注目すべき課題として出てきたものは、次の2点でした。
①年齢上昇とともに、むし歯の悪化が見られる。
本町では、かつて、児童のむし歯の状況がとても悪かったため、さまざまな取り組みを進めてきました。保護者や家族の方の努力もあり、近年、むし歯のある幼児の割合は低くなっています。しかし、むし歯に関する医療費をみると、高齢者など年齢が上がるにつれ高くなっていることが分かりました。このことから、年齢が上がるにつれ、むし歯が悪化していると考えられます。

②50歳代・60歳代で24本以上歯を有する割合が少ない。
1989年から「8020運動」が提唱・推進されています。80歳で歯が20本あれば、ほとんどの物をかみ砕くことができるため、健全な歯・そしゃく能力を維持して、健やかな生活を送りましょう」というものです。

一方、50歳以降では平均、2年に1回の歯周病が悪化の要因になるなど、相互関係があります。歯周病の予防や早期発見は、健康に過ごす秘訣といえます。

歯を失う原因と健康との関係
歯を失う原因の1位は歯周病、2位はむし歯です。歯周病菌は、心臓病、脳梗塞(こうそく)、糖尿病、早産・低体重児出産、腎炎、肺炎など、全身の病気のリスクを高めます。糖尿病に関しては、歯周病が悪化の要因になるなど、相互関係があります。歯周病の予防や早期発見は、健康に過ごす秘訣といえます。

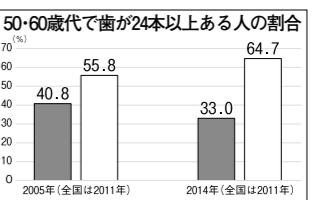
むし歯や歯周病を予防するためには
むし歯や歯周病は、口の中の細菌による歯垢(アラーケ)が原因で、病気や生活習慣により菌が活動しやすい状況になることで引き起こされます。大人のむし歯は、過去に治療したところや、歯周病が原因になることが多いと言われています。

歯科保健に係る町の取り組み
これまで歯科保健対策は、小児のむし歯予防を中心に行ってきたが、歯周病の予防を中心に受けたが、歯科保健対策を受け、成人歯科保健対策へ

計画策定を受け、成人歯科保健対策への取り組みを始めました。2015年4月から歯周疾患検診(40歳)を開始。2016年4月からは、検診の対象を40歳と50歳に拡大することにしました。

歯周病を引き起こす原因をなくす
糖尿病などの生活習慣病を予防するため、適度な運動やバランスの良い食事、禁煙など、規則正しい生活を送りましょう。糖尿病がなかなか良くならない場合は、歯科医に口腔内を診てもらうことをお勧めします。

・歯周病を引き起こす原因をなくす
・菌のえさを減らす／砂糖を使った甘い飲み物や食べ物を控えるとともに、食べる時間を決めましょう。
・シングル指導を受けましょう。
・磨き、フロス(歯間糸)などの定期的な歯科受診で、歯石の除去やブラッシング指導を受けましょう。



※参考／厚生労働省ホームページ「健康日本21」歯の健康

◆わたしたちの町議会でしかが

◎ 土地改良施設の災害復旧について
 2015年8月の豪雨により、南
 弟子屈地区の草地に隣接する排水路
 が被災したため、農業用施設災害と
 行い、施設の復旧を図るもの。

- 土地改良施設の災害復旧について
 (議案第61号)
- 変更前／契約締結の翌日から2
 016年2月10日まで
- 変更後／契約締結の翌日から2
 016年3月25日まで
 (44日間の延長)



旧養護老人ホーム俸和園



外壁を改修中の摩周觀光文化センター

◎ 下水道事業特別会計(第2号)
 議案第65号
 歳入歳出予算からそれぞれ3千3
 78万6千円を減額し、総額を3億
 9千525万8千円とした。歳入の
 主なものは国庫補助事業の確定に伴
 うもので国庫支出金や町債などを、
 歳出では委託料や工事請負費を減
 額。

- 旧町立弟子屈養護老人ホーム俸和園解体等工事請負契約の変更について(議案第60号)
- 工期の変更

補正予算

平成27年度一般会計ほか3特別会計の補正予算が提案され、即時、予算特別委員会へ付託。委員会での審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定され、本会議に報告の後、可決された。

※補正予算の額は下の表のとおり。

◎ 一般会計(第5号)議案第62号
 歳入歳出予算にそれぞれ1千375
 5万5千円を追加し、総額を78億6
 25万5千円とした。主なものでは、
 摩周觀光センターの外壁改修工事に2千412万8千円、8月の大
 雨被害による農業施設災害復旧工事に3千500万円、同じく道路災害
 復旧工事に2千430万円、冬期緊急雇用対策事業に442万5千円、
 道路整備事業で国からの交付金の確定に伴う減額分などを計上。

◎ 温泉事業特別会計(第1号)
 議案第64号
 歳入歳出予算にそれぞれ518万
 2千円を追加し、総額を1億1千5
 44万2千円とした。歳入では前年
 度繰越金を、歳出では工事請負などの増額分を計上。

● 発行／北海道弟子屈町議会
 ● 編集／弟子屈町議会広報編集特別委員会
 委員長 高橋正秀
 副委員長 高砂弥生
 委員 鈴木繁 岩崎義人
 ☎ FAX 482-2695
 メール gikai@town.teshikaga.hokkaido.jp

第79号 町議会だより

第4回定例会

12月8日招集の第4回定例会は、9日までの2日間の会期で行われた。町からの提出議案として、条例の制定など単行議案6件、平成27年度補正予算4件を審議し、それぞれ可決した。

また、決算審査特別委員会に付託していた平成26年度各会計決算を委員長報告のとおり審査意見を付し認定可決したほか、議会から提出された特別委員会の設置、意見書案2件を可決し閉会した。

一般質問については、6人から12問が行われ、町への提案を含む議論が行われた。

審議のあらまし

条例の制定・一部改正

◎弟子屈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
 (議案第58号)

◎弟子屈町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の制定について
 (議案第56号)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行(2016年1月1日)に伴い、同法に定められている事務以外に、町独自に個人番号の利用、機関間での情報連携、教育委員会への情報提供ができる事務を本条例により定めるもの。

◎町税条例及び町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について(議案第57号)
 地方税法と同施行令、同施行規則の改正に伴う町税条例の所要の規定の整理と徴収の猶予、職権による換価の猶予制度の見直しと、新たに納税者の申請に基づく換価の猶予制度の創設、番号法施行により整備した規定の一部を修正するもの。

◎弟子屈町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 (議案第59号)
 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律と、同法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、厚生労働省関係省令の整備に関する省令が交付され、2016年1月1日以降、介護保険法施行規則に基づく申請事項などに個人番号を追加するとされたことにより、関係する部分を一部改正するもの。

平成27年度弟子屈町各会計補正予算

区分 会計名	補正前	補正額	補正後
一般会計	77億9,250万円	1,375万5,000円	78億625万5,000円
特別会計 後期高齢者医療	1億188万2,000円	290万5,000円	1億478万7,000円
	1億1,026万円	518万2,000円	1億1,544万2,000円
下水道事業	4億2,904万4,000円	△3,378万6,000円	3億9,525万8,000円
合計	84億3,368万6,000円	△1,194万4,000円	84億2,174万2,000円

特別委員会の設置

本定例会で、議員定数と議員報酬を調査・検討するため「議員定数等調査検討特別委員会」を設置した。

○給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書

(意見書案第6号)

【趣旨】 略

奨学生利用者は年々増加し、大学生の2人に1人が何らかの奨学生を利用している。私立大学初年度納付金の平均が132万2千526円、国立大学では標準で81万7千800円と高騰していることや、家庭収入が減少していることにより、奨学生に頼らなければ大学に進学できないう学生が多数を占めるものである。一方、不安定雇用や低賃金により、返済に苦し



各会計の総括質疑

「道の駅」隣接の温浴施設について

全員協議会で話があつた温浴施設建設の進ちょく状況は。

付近一帯の地盤が軟弱なため、基礎の工法などを検討中のこと。状況がはつきりした段階で、議会に報告したい。

保育園・学校の洋式トイレについて

保育園や小・中学校の洋式トイレの設置状況は。

特に川湯保育園は洋式トイレが少なく、保護者などと検討する。小・中学校は全体で約6割の設置率。以前から要望もあり、早期に少しずつ改善に努める。

世帯と人口の関係について

ここ数年、人口は減っているが、世帯数はあまり変わらない。独居老人世帯が増えているから

【答】 国の予算の関係で、当初の計画より延びる見込み。今後、住民への状況説明を行いたい。



公営住宅整備の計画は

【問】 改修工事は計画的に行われているのか。

【答】 高齢者を含め、独居老人世帯が増加傾向にあるのは確か。宅配業者などと見守り協定を結び、在宅福祉サービスに努める。

公営住宅について

【問】 公営住宅の新築・改築は、計画通りに進められているか。

【答】 建築後31年が経過し、各所に傷みが増えている。今後も、緊急度の高いものから計画的に手掛けしていく。

砂湯の公衆トイレ補修について

【問】 設計の段階で、必要な人工(にんぐ)数を計算している。

【答】 特段、いつまでもというルルは、北海道からは示されていない。

【問】 砂湯の公衆トイレの補修に長期間を要したが、その理由は。



下水道事業について

【問】 补助事業要求の最終リミットは決まっているのか。

【答】 男女合わせて1千394人。

み「返したくても返せない」若者が増加しており、延滞者は33万人に及んでいる。「安定した収入を得て返済する」という制度の前提条件が大きくなっていると言わざるを得ない。滞納者は年5%の延滞金が課せられ、延滞後の返還金がまず延滞金に充当されるため、元金が長期間減らないことも大きな負担になってしまい充當されるところである。

若者を社会全体で応援し、急速に進む少子高齢化や地方の衰退に歯止めをかけるため、次の事項を実現するよう強く要望する。

1 大学などにおいて速やかに国の給付型奨学金制度を導入するとともに、高校を含めて拡充すること。

2 当面、貸与型奨学金は無利子とし、延滞金は廃止すること。廃止までの間、返済金は元金・利息・延滞金の順に充当するとともに、所得に応じた無理のない返済制度を確立すること。

3 大学などの学費の引き下げや授業料減免の拡充を実行すること。

【提出先】 内閣総理大臣 文部科学省
大臣 衆議院議長 参議院議長

【趣旨】 2015年4月から実施された介護報酬は、マイナス4・48%の大幅なマイナス改定となつた。特別養護老人ホームでは基本報酬で5%を超える引き下げ幅となり、小規模デイサービスでは約10%、予防通所介護・予防通所リハビリに至つては20%を超えている。

全国各地では既に、採算の合わない事業所の閉鎖・撤退が始まつており、地域によっては介護報酬の引き下げが住民から介護サービスを奪う事態となつてはいる。社会保障の充実を理由に消費税8%への増税を強行したにもかかわらず、今回のマイナス改定は断じて許されない。

厚生労働省は今回の大幅切り下げの理由として、社会福祉法人の内部留保を挙げているが、地域住民の介護を守るほとんどの介護事業者は、改定前の介護報酬の中でさえ、内部留保どころか介護労働者の賃金確保で利益を上げる一握りの事業者を例に挙げ「介護はもうかつていて」と判断するのは明らかに誤りである。広

【提出先】 内閣総理大臣 厚生労働省
大臣 財務大臣 文部科学大臣 総務大臣

【趣旨】 2015年4月から実施された介護報酬は、マイナス4・48%の大幅なマイナス改定となつた。特別養護老人ホームでは基本報酬で5%を超える引き下げ幅となり、小規模デイサービスでは約10%、予防通所介護・予防通所リハビリに至つては20%を超えている。

全国各地では既に、採算の合わない事業所の閉鎖・撤退が始まつており、地域によっては介護報酬の引き下げが住民から介護サービスを奪う事態となつてはいる。社会保障の充実を理由に消費税8%への増税を強行したにもかかわらず、今回のマイナス改定は断じて許されない。

厚生労働省は今回の大幅切り下げの理由として、社会福祉法人の内部留保を挙げているが、地域住民の介護を守るほとんどの介護事業者は、改定前の介護報酬の中でさえ、内部留保どころか介護労働者の賃金確保で利益を上げる一握りの事業者を例に挙げ「介護はもうかつていて」と判断するのは明らかに誤りである。広



介護施設について

介護施設について

【答】 入所者の入院による空室以外は、ほぼ満室。ショートステイも、10人満室になることもある。

【問】 特養ホーム摩周の稼働率は。

【答】 12月末の工事発注額と平均落札率は。

【答】 工事発注額(50件)は7億6千97・16%。その他の業務(40件)が1億6千万円の発注額で、落札率は92・55%。

【問】 交通誘導員の賃金は工事費の中に積算されているか。

【答】 計算の段階で、必要な人工(にんぐ)数を計算している。

【問】 下水道事業について

【答】 特段、いつまでもというルルは、北海道からは示されていない。

後期高齢者医療について

【答】 後期高齢者医療の対象者数は。

【問】 除雪のため職員が出動する体制は整つているか。

【答】 課長会議で理事者から指示が盤が破損した。特殊な浄化槽で、部品が受注生産のため、時間がかかる。

【問】 後期高齢者医療の対象者数は。

【答】 男女合わせて1千394人。

【問】 機械の心臓部分である制御盤が破損した。特殊な浄化槽で、部品が受注生産のため、時間がかかる。

【答】 あり、各課で準備はできていると認識している。

【問】 後期高齢者医療の対象者数は。

【答】 男女合わせて1千



問 マイナンバー制度について
答 マイナンバー制度は2015年1月1日から運用が開始され、医療・介護・年金などの社会保障関連の申請や税などに活用される。法律案の国会審議の政府答弁で
①100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能。
②一度漏れた情報は流通・売買され取り返しがつかない。

答 副町長答弁
全職員を対象とした研修、打ち合わせ会議や担当事業者のアドバイスも受けている。11月末での通知カードの発送数は7千794人で、戻ってきた数は692人。内訳は、宛所なしのが251人、保存期間の経過が428人、受け取り拒否は13人。拒否された場合は、あらためて制度の説明をし、それでも納得していただけない場合は、従前どおり関係書類を添付して申請をしてもらうことになる。マイナンバーシステムの保守点検は、町の財政負担がある。今後も広報紙を通して制度の周知を続け



問 マイナンバー事業について
答 13人が受け取り拒否

問 マイナンバー制度は2015年1月1日から運用が開始され、医療・介護・年金などの社会保障関連の申請や税などに活用される。法律案の国会審議の政府答弁で
①100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能。
②一度漏れた情報は流通・売買され取り返しがつかない。

問 マイナンバー事業について
答 13人が受け取り拒否

問 マイナンバー制度は2015年1月1日から運用が開始され、医療・介護・年金などの社会保障関連の申請や税などに活用される。法律案の国会審議の政府答弁で
①100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能。
②一度漏れた情報は流通・売買され取り返しがつかない。

答 副町長答弁
全職員を対象とした研修、打ち合わせ会議や担当事業者のアドバイスも受けている。11月末での通知カードの発送数は7千794人で、戻ってきた数は692人。内訳は、宛所なしのが251人、保存期間の経過が428人、受け取り拒否は13人。拒否された場合は、あらためて制度の説明をし、それでも納得していただけない場合は、従前どおり関係書類を添付して申請をしてもらうことになる。マイナンバーシステムの保守点検は、町の財政負担がある。今後も広報紙を通して制度の周知を続け

問 自主防災組織設置促進と活動支援について
答 十分に参考にして取り組みたい

問 1995年の阪神淡路大震災時に見直され、2011年の東日本大震災では、自主防災組織が機能していた地域では被害の軽減を図ることができたことから、北海道は防災対策基本条例を制定し、明確に自主防災組織支援や役割をうたっている。道北のある町では、自主防災組織に対して活動支援として行政区域人口当たり500円の支給を決め、その結果、当初29自治会中3団体だったものが、現在では全ての自治会に組織されている。また、管内でも2015年4月から自主防災組織に防災用具整備費として1団体1回限り50万円を交付金として支給。さら

問 町長答弁
本町の結成状況は、これまでに4団体、約350世帯が加入。災害発生時、役場、消防、自衛隊など公の機関が現場に到着するには一定の時間が必要であり、その間、地域の自主防災組織の活動により被害を最小限に抑えることができると考える。これまでも組織の結成や運営、避難訓練などに関わる支援を行っている。財政的な支援については、近隣町村や全道各地の町村を含めて、十分に参考にして対応したい。



問 特定不妊治療費などの助成に向けて検討する
答 28年度実施に向けて検討する

問 北海道は特定不妊治療費が健保適用外のため一部助成を行っている。道内の76市町村では既に道の事業に上乗せして実施しているので、本町でも経済的負担軽減に向けて決断すべきではないか。また、本町には分娩（ぶんべん）可能な施設や産科もないでの、交通費支援制度をつくり支援する考えはあるか。さらに、陣痛など救急搬送時に立てての妊婦情報を事前登録しておき、かかりつけの医療機関にスピード一に行けるよう仕組みをつくるべきではないか。

答 町長答弁
不妊に悩んでいる夫婦への経済的支援と少子化対策のため、男性への治療費助成も含め、28年度実施に向けて検討する。事前に妊婦さんの情報を消防署に登録しておき、緊急時に救急車でかかりつけの病院へ搬送する体制をつくる。



岩崎 義人 議員

一般質問

一般質問



小川 義雄 議員

一般質問

問 社会的に問題になつている旭化成建材を含めて、過去10年にさかのばつて、くい打ち工事波形データ偽造、改ざんの有無の調査は完了しているのか。改ざんがあつたとすれば、発注側の説明責任と建物の安全性が担保されているのか。

答 副町長答弁
過去10年にこだわらず、町管理物件について図面から、くい打ち工事を行つてあるか確認したところ3件ある。本町でも、これらを参考にして自主防災組織設置促進と活動支援を行つてはどうか。

問 1件のデータ流用確認
答 1件のデータ流用確認

問 化成建材など、くい打ち工事データ改ざんの有無
答 過去10年にこだわらず、町管理物件について図面から、くい打ち工事を行つてあるか確認したところ3件ある。工事書類が残つてある建物は15件あつた。いろいろな角度から調査した結果、旭化成建材が関係している建築物で1件のデータ流用を確認した。町が計測と目視による調査で、この物件については支障ないと判断した。

一般質問



問	答
農協とも連携を図り、安全電気柵不備事故について	2015年7月19日、静岡県西伊豆町で男性2人が死亡し、子どもを含む5人が重軽傷を負った電気柵感電事故が起きた。本町での対象となる電気柵の設置の実態と事故防止・点検に万全を期すための具体策を伺う。

本町の設置状況は、鳥獣被害対策用が147カ所、約185ヶ所、家畜放牧用は106カ所、約86ヶ所、森林被害防止用1カ所、0・8ヶ所で、合計すると総設置箇所は254カ所、総延長は約272キロとなつてある。静岡県の感電死亡事故は、適切な感電防止策が講じられていないかったのが一番の原因と考えられている。本町の電気柵は12ボルトで漏電遮断器の設置義務を含めた規制は緩いが、今後、設置者に対し一層の安全確認の周知徹底を図るために、農協とも連携を取りながら、事故の未然防止に努めたい。

忠良館議員

議員

問 後発医薬品（ジエネリック医薬品）の活用促進について
答 医療費の抑制と患者負担の軽減を図る取り組みを行う
2008年から医師が処方箋
答 副町長答弁

問
に使用不可と署名しない限り、後発医薬品の利用ができるようになつた。このことで多量の医薬品を必要とする患者や、高額化する医療費・健康保健組合の負担の軽減にも寄与するものと考える。本町の活用実態がどのようになつてあるか伺う。

答
後発医薬品は、保険者負担、患者負担の軽減を図るものである。国では活用の拡大を狙い、2015年6月、閣議決定で後発医薬品の数量シェアを2017年半ばまでに70%、2020年までの早い時期に80%以上とする目標を定めた。本町は、患者負担軽減や町の医療費抑制の取り組みとして、後発医薬品に変更があつた場合、負担額の差を対象者に通知してきた。また、医療機関に保険証やお薬手帳を提示したときは、後発医薬品の希望シールを配布している。町内の調剤薬局では、本人の同意を受けて処方している。本町における数量シェアは、2013年9月診療では57.5%、2014年9月で71.8%、2015年9月は72.1%と高い水準で推移し、町内医療機関でみると79.4%となる。今後に向け、医療費の抑制、患者負担のさらなる軽減を図るために、薬剤師などを講師とした町民講座などを開催し、普及拡大に努めたい。



普及拡大に努めたい。

は、後発医薬品の希望シールを配布している。町内の調剤薬局では、本人の同意を受けて処方している。本町における数量シェアは、2013年9月診療では57・5%、2014年9月で71・8%、2015年9月は72・1%と高い水準で推移し、町内医療機関でみると79・4%となる。今後には、医療費の抑制、患者負担のさらなる軽減を図るため、薬剤師などを講師とした町民講座などを開催し、

**問 TPP大筋合意内容などについて
答 さまざまな影響が出る**

問 今回の大筋合意の内容を本町に当てはめると、小麦は国別輸入枠を新設し、当初は19・2万トン、7年目以降は25・3万トン増加させるごとによつて、輸入小麦の価格は13%下落。豚肉の関税も、現行1キロ当たり482円が10年目以降は50円に。乳製品、バターと脱脂粉乳に低関税率を新設。生乳換算で当初6万トンから7万トンにして輸入拡大。砂糖の原料となるビートも輸入枠が新設され輸入増。でんぶん用のバレイシヨも関税撤廃で輸入増。ソバは現行17%の関税が6年目で撤廃されるなど、農家から見れば輸入量が大幅に増加す

るので、価格下落に伴う所得の減少により離農・雇用、地域経済、関連産業に対する影響は大きい。離農件数に対する地方交付税の影響と、摩周湖農協の農畜産物販売額を示してほしい。以上について答弁を求める。

答 町長答弁

閑税の撤廃や輸入枠の新設で、本町の農畜産物に大きな影響が出る。1件の離農に対して、交付税の減額は27～32万円程度となる。摩周湖農協の26年度の農畜産物販売額は、約63億円である。

問 平成28年度の予算編成
答 28年度は10人前後の職員
町長として平成28年度予算編成の基本方針を、国・道の動向を踏まえて各担当課長に示していくると思うが、全体の予算総額と各会計予算に対する新規事業・各継続事業について伺う。



町の新年度予算は

舎の改築をはじめ不妊治療費の助成制度、医療費還付の高校生までの拡大、北海道で初めて開催される全国道の駅大会や弟子屈高校に対する支援などがある。また、27年度末で定年退職する6人の補充分や、前年度までの退職者の不補充分として釧路町村会による採用試験や定数外職員から正職員への登用試験を行い、10人前後の職員の4月採用を計画している。28年度から人事評価制度を始め

問 平成28年度の予算編成に向けて
答 28年度は10人前後の職員採用を予定



弟子屈高校存続に向けた支援を行っているが、

厳しい環境にあり、いろいろな問題・課題がある。しかし、本町にとつて学校教育の充実を考える上では、弟子屈高校存続は決して避けて通ることはできない。子どもたちの健やかな成長を見守り、環境を整えてあげることは、われわれ大人の責務である。

本町でもさまざまな取り組みを行っているが、今後どの

現在の少子高齢化の流れは本町も例外ではなく、その中で弟子屈高校の存続については依然、

問 第子屈高校の存続について
答 関係機関と連携を図り、最大限努力

ような方針で存続、支援を図つてい

問

答

教育長答弁

進学に関しては大手進学予備校のサテライン講座導入の支援、就職に関しては企業訪問や講演会実施に関わる支援を行うなど、弟子屈高校と連携を取りながら進めている。これらの取り組みは、着実に成果に結びしている。今後においても、支援内容を精査しながら生徒のための推進につながるものを作成し、それをひいては魅力ある学校づくりの推進につながることを、これまで以上に北海道や北海道教育委員会に訴えていくとともに、町議会をはじめ関係機関、団体と一緒に連携を図り、さらには町民の皆さんとの協力をいただき、最

大限、存続に向けて努力していく。



高橋 正秀 議員

一般質問



本町は自然共生滞在型観光地を志向してきたが、日本人宿泊者数減少の分析と対策はどのようにになっているか。また、外国人旅行者をより拡大するために長期的な観光振興策を練るべきと思うが、所見を伺いたい。

問 観光振興と外国人旅行者対策について
答 觀光は本町の経済の原動力であり、官民一体で推進する

町長答弁

本町では、大型ホテルの閉鎖・廃業に伴う収容人員の減少や既存の宿泊施設の老朽化などで、宿泊者数が伸びない状況である。本町の

ここ数年の入り込み数は平成26年度86万991人、前年度比118%と伸びているが、宿泊者数は平成25年度27万7千710人に対しても47%の増と、6年ぶりに1万人となった。特にアジア圏が81%を占めている。今後、入り込みと宿泊者増への取り組みを拡大するために、プロモーションや国外旅行業者の招聘(しようへい)を行い、本町と道東を広域的に紹介する活動とともに、宿泊受け入れの弱い中、お客様ニーズに合った体験型メニューの開発が必要と考えている。官民一体となつた営業活動に努力したい。

本年、開催予定となっている全国「道の駅」弟子屈大会は、観光振興の啓発の絶好の機会としたい。



みんなが利用しやすい墓地に

問 墓地の整備について
答 利便性および環境整備の向上に努める

行けるよう、墓地内を整備する計画があるのか伺う。

問

答

町長答弁

本町には7カ所の墓地が設置されており、地域ごとの墓地需要に応え、公共の福祉の向上に努めている。また、墓地の使用は弟子屈町墓地条例により、川湯については1区画1万円、その他については6千円を一度納付すれば墓地を不要とするまで貸与することになっている。構内道路を舗装にするには、凍土抑制するため路盤改良工事も併せて必要となり、多額の費用を要する。墓地の使用については、維持管理費、管理料を徴収していないことから財政的にも負担が大きく、舗装改良工事は難しい状況である。まずは通行に支障のないよう一層の点検を行い、路面整正などを適時実施して、墓地内の利便性と環境整備の向上に努めていく。



高砂 弥生 議員

一般質問



通学路の確保はどのように考えているか

当地方は一昨年シーズン、例年ない大雪、暴風雪に見舞われ、除雪担当の職員をはじめ全職員ならびに除雪業者の努力に敬意を表する。しかし、除雪結果に対しては余りにも多くの苦情が寄せられたように認識している。とりわけ、小中学生、高校生の通学路の確保は以

て、年間にわたり、例年にわたり、除雪担当の職員をはじめ全職員ならびに除雪業者の努力に敬意を表する。しかし、除雪結果に対しては余りにも多くの苦情が寄せられたように認識している。とりわけ、小中学生、高校生の通学路の確保は以

て、年間にわたり、例年にわたり、除雪担当の職員をはじめ全職員ならびに除雪業者の努力に敬意を表する。しかし、除雪結果に対しては余りにも多くの苦情が寄せられたように認識している。とりわけ、小中学生、高校生の通学路の確保は以

て、年間にわたり、例年にわたり、除雪担当の職員をはじめ全職員ならびに除雪業者の努力に敬意を表する。しかし、除雪結果に対しては余りにも多くの苦情が寄せられたように認識している。とりわけ、小中学生、高校生の通学路の確保は以

て、年間にわたり、例年にわたり、除雪担当の職員をはじめ全職員ならびに除雪業者の努力に敬意を表する。しかし、除雪結果に対しては余りにも多くの苦情が寄せられたように認識している。とりわけ、小中学生、高校生の通学路の確保は以

問 町道の除雪体制について
答 狹い通学路は人力で検討

副町長答弁

平成25年度からは、それまでの4業者から10業者の体制となり、一部、機械貸与による方式で除雪を実施している。既存業者の3社以外は2年目で、オペレーターの運転技術に差があり「まだ来ない」「昨年と除雪の仕方が違う『狭い』など、苦情処理簿に記載されているものだけでも約320件になる。

歩道除雪ロータリーでの作業ができない狭い通学路については、人力と手押しロータリー除雪により、緊急雇用事業を活用して実施する方向で現在検討中である。また、一昨年も課題であった雪の堆積スペースの確保など、除雪がスムーズにできるよう早急に土地所有者と協議したい。



山田 博 議員

一般質問

議長会関係

- 10月30日 北海道町村議會議長会決算監査(札幌市)
- 11月9~11日 第59回町村議會議長全国大会および釧路町村議長会先進地視察研修(東京都・滋賀県)
- 11月20日 釧路町村議會議員研修会(浜中町)

委員会関係

- 9月29日 議会広報編集特別委員会
- 10月5~7日 総務経済常任委員会道内行政視察(壮瞥町・余市町)
- 10月9日 議会広報編集特別委員会
- 10月26~27日 決算審査特別委員会
- 11月18日 総務経済常任委員会
- 12月1日 議会運営委員会

一部事務組合関係

- 10月21日 平成27年第2回川上郡衛生処理組合議会臨時会
- 11月20日 平成27年第3回釧路広域連合議会定例会

その他

- 9月9日 弟子屈町議會議員坪井嗣雄氏葬儀
- 9月11日 平成27年度養護・特養老人ホーム合同敬老会
- 9月12日 北海道消防協会釧路地方支部消防団員技能競技大会(釧路市)
- 9月16日 弟子屈高校3学年「議会発表・町政提言」
- 9月19日 第67回弟子屈市街地区敬老会
- 9月24日 消防ポンプ自動車運用開始式
- 9月26日 自由民主党北海道第七選挙区支部要望会および政経セミナー(釧路市)
- 9月27日 前弟子屈町長岡田勉氏葬儀(釧路市)
- 9月29日 平成27年度特別養護老人ホーム摩周運営委員会
- 10月2日 第13回摩周厚生病院運営委員会
- 10月2日 浜中町長選当選祝い(浜中町)
- 10月2~3日 弟子屈町総合防災訓練
- 10月2~3日 第27回弟子屈ふる里会ふる里まつり(東京都)
- 10月4日 第7回更科源藏文学賞贈呈式・受賞祝賀会
- 10月23日 弟子屈町産ワイン・和牛発表会
- 10月28日 「介護報酬の再改定を求める意見書」陳情行動対応
- 10月30~11月2日 地熱発電所視察・日置市訪問(大分県・熊本県・鹿児島県)
- 11月3日 平成27年度弟子屈町表彰式
- 11月8日 第9回チャリティ職域かくし芸「芸能の集い」
- 11月14日 道議会議員小松茂「知事と語る政経セミナー・昼食懇談会」(釧路市)
- 11月24日 摩周湖の夕日マンゴー豊穣祈願祭
- 11月24~25日 (株)プリンスホテルへの要望活動(札幌市)
- 11月27日 鈴木たかこ「政経セミナー」(釧路市)
- 12月5日 伊東良孝代議士農林水産副大臣就任ならびに議員生活30周年を祝う会(釧路市)

議会の動き

(9月8日~12月7日)

審議のあらまし

- ◎工事請負契約(議案第55号)
 - 指名競争入札に付した次の工事について、工事請負契約を締結するため議会の議決を求めるもの。
 - 契約の目的／旧町立弟子屈養護老人ホーム・俸和園解体等工事
 - 契約の金額／1億2千204万円
 - 契約の相手／開成建設工業株
 - 工期／契約締結の翌日から120日間
- ◎川上郡衛生処理組合議会議員の補充選挙について
 - 新たに小川義雄議員を川上郡衛生処理組合議会議員に選出。



講師の高野釧路公立大学長



講演に聞き入る参加者

**平成27年
第3回臨時会
(10月9日)**

第3回臨時会が開催され、工事請負契約1件と議員の逝去に伴う補充選挙を行い、それぞれ可決・選出した。

釧路町議員研修会が11月20日、浜中町総合文化センターで開催されました。

**平成27年度
釧路町村議会
議員研修会**

同研修会には、釧路管内の町村議員・議会事務局職員合わせて約90人が参加。講師の話に耳を傾けました。本町議会議員も、地方創生に関する講演に熱心に聞き入りました。

▼内容

- 講演1「地方創生の取り組みについて」

釧路総合振興局
戦略策定支援担当部長
遠藤 浩氏

- 講演2「大学と地方創生」

釧路公立大学
学長 高野 敏行氏

議会を傍聴しませんか 町政・議会はあなたのために…



傍聴手続きは議場入り口の受付簿に
氏名を記載するだけです
～お気軽に越しください～

次回の『平成28年第1回弟子屈町議会定例会』は、3月上旬開催の予定です

教育大綱を協議・承認

町では、昨年8月に設置した「総合教育会議」の第2回目の会議を11月30日に、第3回目を12月25日に、それぞれ町公民館研修室で開催しました。

第2回の会議では、議案第1号で弟子屈町いじめ防止基本方針を協議。協議が整い、原案のとおり策定することとしました。議案第2号では、法律で



各市町村に策定が義務づけられている、教育に関する大綱を協議。弟子屈町教育推進基本計画をベースに、町長部局が所管している子育て支援の充実と連携に関する施策を加えて、原案を作成しています。会議では原案の説明を行い、次回の会議で決定することとなりました。

12月25日に開催した第3回目の会議。第1号議案では、第2回目で原案が提示された弟子屈町教育大綱について、一部修正の上で協議がありました。(下記参照)議案第2号では、2016年度の教育関係重点事業と予算について、小澤重教育委員長から説明がありました。徳永町長は「予算の事情もあるが、できるだけ計上していきたい」と話しました。

以上で、今年度予定された会議は終了となります。

会議の結果の詳細については、町公式ウェブサイトにも掲載します。

□問い合わせ先／役場まちづくり政策課政策調整係☎ 482-2913(課直通)まで。

弟子屈町教育大綱を策定

本町の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策を推進するための指針となる「弟子屈町教育大綱」を策定しました。大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、各地方公共団体に策定が義務づけられたものです。本町では、12月25日に開催した弟子屈町総合教育会議で委員の承認をいただいた後、町長が策定しました。

大綱の実施期間は今年度から2017年度までの3年間で、社会情勢の動向などにより適宜、改定することとしています。大綱では、既に策定されている弟子屈町教育推進基本計画と第5次弟子屈町総合計画を踏まえ、本町の教育の目指す姿(基本理念)を「学校、家庭、地域社会が連携し、ふるさとを創る人を育む」としました。

基本方針の項目は、下の表のとおりです。

大綱の全文は、町公式ウェブサイトで公開しています。

基本理念	基本方針	施策
	1 学校教育の充実	1 義務教育環境の充実 2 高等教育支援などの充実 3 幼児教育の充実 4 まなびの向上
	2 社会教育活動の推進	1 社会教育活動の推進
	3 文化・スポーツ活動の推進	1 地域文化の振興 2 スポーツ活動の推進
	4 人材育成・人づくり・人材の確保	1 地域の魅力を高める人材育成
	5 まちづくりを支えるネットワークの形成・交流活動支援	1 活発な地域間交流
	6 子育て支援の充実と連携	1 保育体制の充実 2 子どもが安全・安心に暮らせる環境づくり

問い合わせ先／役場まちづくり政策課政策調整係☎ 482-2913(課直通)

協力隊通信

炭田さん(右)
&
高木さん(左)

日々の活動
発信中!



地域おこし協力隊facebook(フェイスブック)

<https://www.facebook.com/teshikagachiikiokoshikyouryokutai>

【地域おこし協力隊活動報告会】
▼日時／3月14日(月) 13時～15時
▼場所／町公民館 2階 講堂
南弟子屈の30年後の姿とは
地域おこし協力隊の炭田晃希です。弟子屈に来て、初めての年越しを迎えました。初日の出は、南弟子屈から最も寄りの多和平から見ました。

今月は、南弟子屈地域活性会議会ワーキンググループを作成した。南弟子屈地域の将来ビジョンを紹介します。第7回までのワーキンググループを通して、南弟子屈地域の30年後の在り方を話し合いました。(下記参照)今後は、この地域将来ビジョンを実現していくための具体的な活動内容を話し合っていきたいと思います。

詳細については、3月14日に行う地域おこし協力隊活動報告会でもお話しします。ぜひ、お越しください!

途中参加、途中退席可能です。多くの皆さんのご来場をお待ちしています。

一、南弟子屈の『この場所』
二、南弟子屈の『この景色』
三、南弟子屈の『この音楽』



もっと愛され親しまれるワインを目指していきます
農業・産業を守ります。
守り、育てます。
一、今ある文化を作ります。
二、多くの人が帰りたい地域にします。
三、『南弟子屈』を知つてもらえるものを作ります。

一、南弟子屈の『この場所』
二、南弟子屈の『この景色』
三、南弟子屈の『この音楽』

冬の川湯温泉の寒さを楽しむイベント

ダイヤモンドダスト in KAWAYU

▶主催／ダイヤモンドダスト in KAWAYU 実行委員会

▶日程／2月2日(火)～2月22日(月) 雪灯(ゆきあかり)17時～ イベント19時～21時

▶場所／川湯園地周辺

▶イベント

- ダイヤモンドダストドリーム • 千の雪灯とアートの森 • 足湯懐古写真館
- スノーシューワーク(西洋かんじき)体験 • 凍るシャボン玉体験 • スノーキャンドル体験 など

※日程など、詳しくはホームページ(<http://diamond. teshikaga. asia/>)をご覧ください。

右の二次元コードからもご覧になれます。



雪灯がともる道

ティピー(インディアンテント)を体験してみませんか

シャボン玉も凍る寒さ

問い合わせ先
ダイヤモンドダスト in KAWAYU 実行委員会(株)ツーリズムてしかが内)☎ 483-2101

てしかがをアートで表現する9日間

てしかが極寒Artフェスティバル

期間中、芸術作品の展示や短編映画の上映、演劇や音楽、書道パフォーマンスの披露など、さまざまな「表現」が弟子屈の極寒と調和します。

▶主催／てしかがえこまち推進協議会

▶日程／2月6日(土)～2月14日(日)

▶イベント

- 雪杜美術館 • ギャラリー懐古装置 • 川湯映画館
- The 演劇 Night • 尺八ライブと書パフォーマンス
- ACOON HIBINO(昨年のレコード大賞企画賞受賞アーティスト)による 528Hzコンサート など

※日程・場所など、詳しくはホームページ(<http://acaf. teshikaga. asia/>)をご覧ください。

右の二次元コードからもご覧になれます。



問い合わせ先
総合／てしかがえこまち推進協議会事務局(役場觀光商工課内)☎ 482-2940(課直通)
各プログラムについて／ACAF連絡事務所 メール info@acaf. teshikaga. asia

ウェブ「地域情報発信」セミナーを開催

情報部会

てしかがえこまち推進協議会 情報部会(今井善昭部会長)では、町内外に対するさまざまな情報発信の手法などを学ぶことを目的に、ウェブ「地域情報発信」セミナーを開催します。

15年前、ウェブラジオ局を立ち上げ、国内最大級に発展させたfmGIG代表の沢澤鐘己氏、滋賀県でインターネット創世記からホームページに注目し、同県の民間ポータルサイトとして機能させた(株)ヤマプラ代表取締役社長の左近満男氏を講師に迎え、地域におけるウェブやラジオでの情報発信事例について学びます。

▶日時／2月12日(金) 13時30分～15時30分

▶場所／川湯ふるさと館

▶講師／沢澤 鐘己氏(fmGIG代表)・左近 満男氏(株)ヤマプラ代表取締役社長

▶参加費／無料

弟子屈町のジャガイモレシピ講習会を開催

食・文化部会

てしかがえこまち推進協議会 食・文化部会(木名瀬佐奈枝部会長)では、地場産品の普及・促進、食を通じた地域の魅力向上を目指す活動の一環として、町内事業者の方々を対象に地場産品を使ったレシピ講習会を開催します。

今回は、でんぶん質と糖度の高い本町のジャガイモをテーマに、品種や違い、おいしい食べ方など、ジャガイモのさらなる魅力を発掘! ANAクラウンプラザホテル釧路総料理長の楢山久幸シェフの料理講習をはじめ、生産者の方によるジャガイモについての講義や、品種ごとの食べ比べなどを予定しています。

▶日時／3月2日(木) 14時～16時30分(13時30分受け付け開始)

▶場所／川湯ふるさと館

▶対象／町内の事業者の方(飲食店、宿泊事業者など実践の場をお持ちの方)

▶定員／20人(先着順・定員になり次第、締め切らせていただきます)

▶参加費／1,000円

▶申し込み／事前の申し込みが必要です。「ジャガイモレシピ講習会参加希望」とし、氏名、連絡先、店舗名を添えて、2月23日(火)までに下記までお申し込みください。

弟子屈の給食について学びました

食・文化部会

てしかがえこまち推進協議会 食・文化部会では12月10日、町学校給食センターを学ぶ会員向け研修会を開催しました。

レトルト食品や加工食品が使われることが多い昨今の給食ですが、極力手作り、産地にもこだわって作られる本町の給食はおいしいと周辺市町村からも評判です。地場産品の活用促進や町内自給率の向上、食を通じた地域の魅力向上を目指し活動する同部会では、まちづくりを考えるヒントとするため研修会を実施。7人が参加し、同センターの概要や食材などについて説明を受けました。

調理場は立ち入ることができないため、窓のある場所から中を見学。同センターの有馬浩之副所長から、平面図や写真により機械や作業の様子、衛生面などについて、松谷裕之栄養士からは、食材の産地や調理・提供の工夫についての説明がありました。国が指定する1都16県の食材を使用する際には、その都度、放射能測定を行っていること、ジャムやドレッシングなどは既製品を使わず手作りしていること、カルシウム剤などは使わず栄養はあくまで自然のものから摂取できるように考えていること、近隣の市町村に比べて加工食品の数はかなり少ないとともに、工夫を知ることができました。

同部会では「家庭と同じような意識で大量調理をするための、たくさんの苦労もうかがい知ることができた。衛生に気を配り、細心の注意を払って調理を行いつつ、出来合いのものは使わず、手作りで温かな給食を届ける。できる限り添加物を避け、安全で新鮮な食材を使う。町の給食に対する姿勢に感銘を受けた。また、町内産の農産物の割合を増やしていくためには価格、安定供給、保管場所など、さまざまな課題があることを実感するとともに、食について多くの皆さんに考えてもらえるような機会をつくっていくことの必要性を感じた。今後の部会活動の中にしっかりと取り入れていきたい」としています。

申し込み・問い合わせ先

てしかがえこまち推進協議会事務局(役場觀光商工課觀光振興係)
☎ 482-2940(課直通) ☎ 482-5669 メール ecomachi@masyuko.or.jp

WAKUWAKU スポーツ

Teshikaga.Town.Sports.NEWS 社会教育課体育振興係
☎482-2948(課直通)/fax482-2343



元気で活力ある子どもを育む
スケート教室で心地よい汗

元気で活力ある子どもを育む スケート教室で心地よい汗

町教育委員会主催のスケート教室が1月9・10日の両日、町営スケート場で行われました。

冬期間の子どもたちの体力向上と、ウインターフォーマンスを通じて元気で活力のある子どもたちを育てることを目的に毎年開催されているものです。2日間で延べ98人が参加しました。



経験に応じたコースに分かれて

は、6人のスケート経験者の指導の下、滑り方や転び方などを学習。子どもたちは寒さに負けず、ウインタースポーツを元気いっぱい楽しみました。



お気軽にご参加ください

▼対象／小学生～高校生、保護者、指導者
▼場所／摩周観光文化センター
●午前の部(小学生)10時～11時30分
●午後の部(中学生・高校生)13時～15時
▼日時／2月11日(木)
▼申し込み・問い合わせ先／2月5日(金)
■会員
申込締切／2月29日(月)

948(課直通)まで。
振興係☎482-2244

▼対象／摩周観光文化センター
▼競技種目／トリムの部
▼参加資格／町内在住か勤務地が町内にあるソフトバレーボール爱好者とソフトバレーボール協会員
▼申し込み・問い合わせ先／(株)弟
屈郵便局(佐々木)☎482-2244
申込締切／2月29日(月)



歩くスキーを楽しめませんか
※歩くスキーがない方には、町教育委員会社会教育課体育振興係で貸し出していますので、お問い合わせください。

今年度3回目となる、ジュニアコンディショニング教室を開催します。今回は、小学生を対象に、けがをしない体づくりや、今、やらなければならぬ運動の指導。中学生・高校生を対象に、昨年6月に行つた柔軟性や筋力テストの経過と結果に基づいた、自分自身の弱点を克服する運動メニューを学びます。初めて参加する方も大歓迎です。



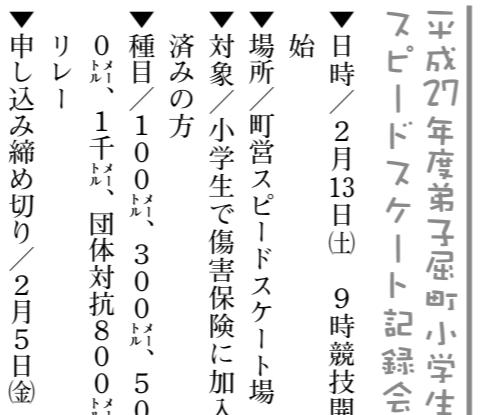
体づくりや運動メニューを学ぶ

▼対象／小学生～高校生、保護者、指導者
▼場所／摩周観光文化センター
●午前の部(小学生)10時～11時30分
●午後の部(中学生・高校生)13時～15時
▼日時／2月11日(木)
▼申し込み・問い合わせ先／2月5日(金)
■会員
申込締切／2月29日(月)

948(課直通)まで。
振興係☎482-2244

第21回郵便局長杯
ソフトバレーボール大会

▼日時／2月13日(土)
始9時競技開始
▼場所／町営スケート場
▼対象／小学生で傷害保険に加入済みの方
▼種目／1000円、3000円、5000円、1千円、団体対抗8000円
リレー
▼申し込み・問い合わせ先／弟子屈小学校(高橋)☎482-2044、メール teshikagasho@educreto1.lala.or.jpまで。



歩くスキーの無い

▼日時／2月14日(日)
合9時40分出発正午ころ終了
※2日火、9日火は17時まで・最終日
10日は入場15時まで。
▼場所／町公民館 2階 講堂

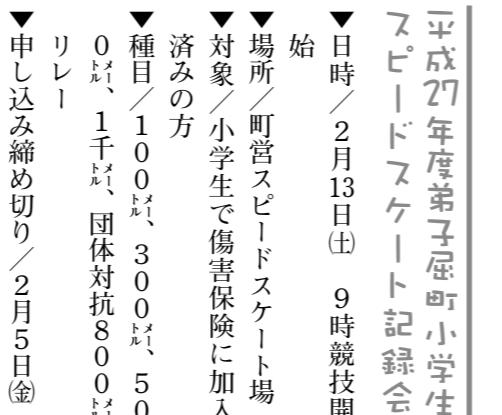
▼対象／摩周観光文化センター
▼競技種目／トリムの部
▼参加資格／町内在住か勤務地が町内にあるソフトバレーボール爱好者とソフトバレーボール協会員
▼申し込み・問い合わせ先／(株)弟
屈郵便局(佐々木)☎482-2244
申込締切／2月29日(月)

948(課直通)まで。
振興係☎482-2244



歩くスキーを楽しめませんか
※歩くスキーがない方には、町教育委員会社会教育課体育振興係で貸し出していますので、お問い合わせください。

▼日時／2月14日(日)
合9時30分集
▼集合場所／桜ヶ丘森林公園駐車場
○草原展望台
▼参加費／一般の方500円(傷害保険料記念写真代含む)
▼コース／桜ヶ丘森林公園～900m
▼申し込み・問い合わせ先／上枝スボーツ☎482-2285まで。
※初心者でも参加できます。
※タイムレースではありません。
※小学生以下の方は、保護者同伴で参加してください。
※気象状況によりコースを変更することがあります。



900m草原

▼日時／2月14日(日)
合9時40分出発正午ころ終了
※2日火、9日火は17時まで・最終日
10日は入場15時まで。
▼場所／町公民館 2階 講堂

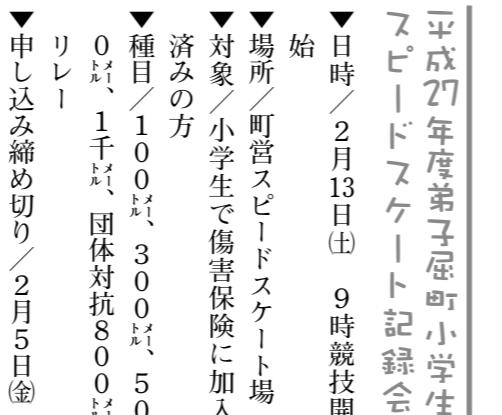
▼対象／摩周観光文化センター
▼競技種目／トリムの部
▼参加資格／町内在住か勤務地が町内にあるソフトバレーボール爱好者とソフトバレーボール協会員
▼申し込み・問い合わせ先／(株)弟
屈郵便局(佐々木)☎482-2244
申込締切／2月29日(月)

948(課直通)まで。
振興係☎482-2244



歩くスキーを楽しめませんか
※歩くスキーがない方には、町教育委員会社会教育課体育振興係で貸し出していますので、お問い合わせください。

▼日時／2月14日(日)
合9時30分集
▼集合場所／桜ヶ丘森林公園駐車場
○草原展望台
▼参加費／一般の方500円(傷害保険料記念写真代含む)
▼コース／桜ヶ丘森林公園～900m
▼申し込み・問い合わせ先／上枝スボーツ☎482-2285まで。
※初心者でも参加できます。
※タイムレースではありません。
※小学生以下の方は、保護者同伴で参加してください。
※気象状況によりコースを変更することがあります。



900m草原

▼日時／2月14日(日)
合9時40分出発正午ころ終了
※2日火、9日火は17時まで・最終日
10日は入場15時まで。
▼場所／町公民館 2階 講堂

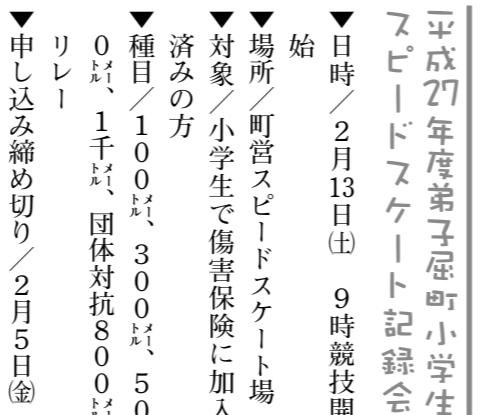
▼対象／摩周観光文化センター
▼競技種目／トリムの部
▼参加資格／町内在住か勤務地が町内にあるソフトバレーボール爱好者とソフトバレーボール協会員
▼申し込み・問い合わせ先／(株)弟
屈郵便局(佐々木)☎482-2244
申込締切／2月29日(月)

948(課直通)まで。
振興係☎482-2244



歩くスキーを楽しめませんか
※歩くスキーがない方には、町教育委員会社会教育課体育振興係で貸し出していますので、お問い合わせください。

▼日時／2月14日(日)
合9時30分集
▼集合場所／桜ヶ丘森林公園駐車場
○草原展望台
▼参加費／一般の方500円(傷害保険料記念写真代含む)
▼コース／桜ヶ丘森林公園～900m
▼申し込み・問い合わせ先／上枝スボーツ☎482-2285まで。
※初心者でも参加できます。
※タイムレースではありません。
※小学生以下の方は、保護者同伴で参加してください。
※気象状況によりコースを変更することがあります。



900m草原

▼日時／2月14日(日)
合9時40分出発正午ころ終了
※2日火、9日火は17時まで・最終日
10日は入場15時まで。
▼場所／町公民館 2階 講堂

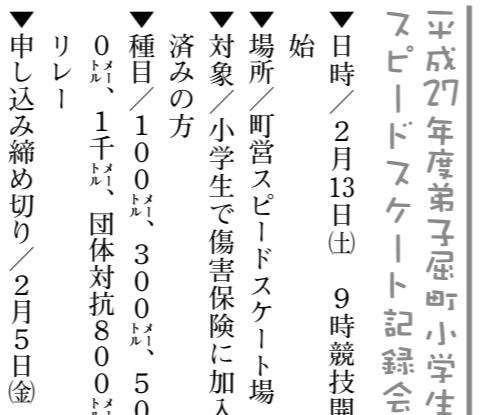
▼対象／摩周観光文化センター
▼競技種目／トリムの部
▼参加資格／町内在住か勤務地が町内にあるソフトバレーボール爱好者とソフトバレーボール協会員
▼申し込み・問い合わせ先／(株)弟
屈郵便局(佐々木)☎482-2244
申込締切／2月29日(月)

948(課直通)まで。
振興係☎482-2244



歩くスキーを楽しめませんか
※歩くスキーがない方には、町教育委員会社会教育課体育振興係で貸し出していますので、お問い合わせください。

▼日時／2月14日(日)
合9時30分集
▼集合場所／桜ヶ丘森林公園駐車場
○草原展望台
▼参加費／一般の方500円(傷害保険料記念写真代含む)
▼コース／桜ヶ丘森林公園～900m
▼申し込み・問い合わせ先／上枝スボーツ☎482-2285まで。
※初心者でも参加できます。
※タイムレースではありません。
※小学生以下の方は、保護者同伴で参加してください。
※気象状況によりコースを変更することがあります。



900m草原

▼日時／2月14日(日)
合9時40分出発正午ころ終了
※2日火、9日火は17時まで・最終日
10日は入場15時まで。
▼場所／町公民館 2階 講堂

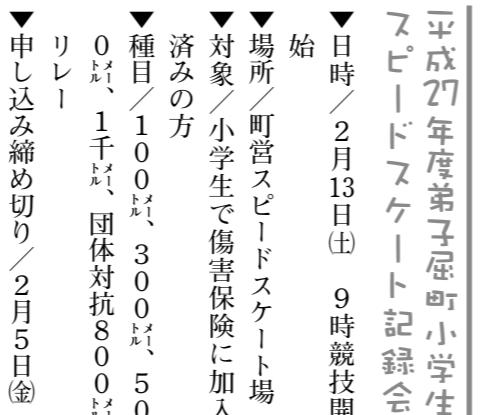
▼対象／摩周観光文化センター
▼競技種目／トリムの部
▼参加資格／町内在住か勤務地が町内にあるソフトバレーボール爱好者とソフトバレーボール協会員
▼申し込み・問い合わせ先／(株)弟
屈郵便局(佐々木)☎482-2244
申込締切／2月29日(月)

948(課直通)まで。
振興係☎482-2244



歩くスキーを楽しめませんか
※歩くスキーがない方には、町教育委員会社会教育課体育振興係で貸し出していますので、お問い合わせください。

▼日時／2月14日(日)
合9時30分集
▼集合場所／桜ヶ丘森林公園駐車場
○草原展望台
▼参加費／一般の方500円(傷害保険料記念写真代含む)
▼コース／桜ヶ丘森林公園～900m
▼申し込み・問い合わせ先／上枝スボーツ☎482-2285まで。
※初心者でも参加できます。
※タイムレースではありません。
※小学生以下の方は、保護者同伴で参加してください。
※気象状況によりコースを変更することがあります。



900m草原

▼日時／2月14日(日)
合9時40分出発正午ころ終了
※2日火、9日火は17時まで・最終日
10日は入場15時まで。
▼場所／町公民館 2階 講堂

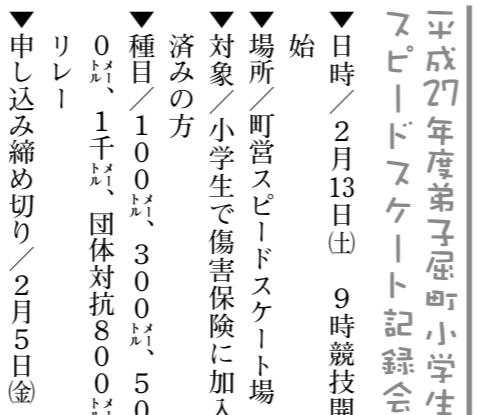
▼対象／摩周観光文化センター
▼競技種目／トリムの部
▼参加資格／町内在住か勤務地が町内にあるソフトバレーボール爱好者とソフトバレーボール協会員
▼申し込み・問い合わせ先／(株)弟
屈郵便局(佐々木)☎482-2244
申込締切／2月29日(月)

948(課直通)まで。
振興係☎482-2244



歩くスキーを楽しめませんか
※歩くスキーがない方には、町教育委員会社会教育課体育振興係で貸し出していますので、お問い合わせください。

▼日時／2月14日(日)
合9時30分集
▼集合場所／桜ヶ丘森林公園駐車場
○草原展望台
▼参加費／一般の方500円(傷害保険料記念写真代含む)
▼コース／桜ヶ丘森林公園～900m
▼申し込み・問い合わせ先／上枝スボーツ☎482-2285まで。
※初心者でも参加できます。
※タイムレースではありません。
※小学生以下の方は、保護者同伴で参加してください。
※気象状況によりコースを変更することがあります。



900m草原

▼日時／2月14日(日)
合9時40分出発正午ころ終了
※2日火、9日火は17時まで・最終日
10日は入場15時まで。
▼場所／町公民館 2階 講堂

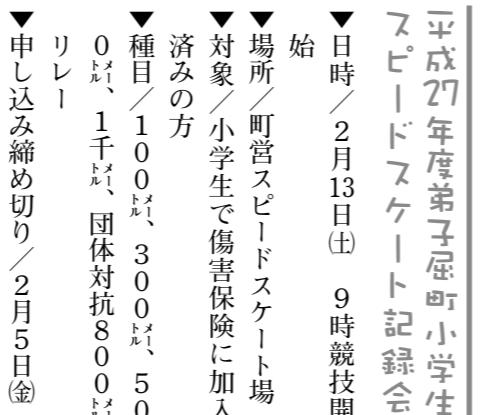
▼対象／摩周観光文化センター
▼競技種目／トリムの部
▼参加資格／町内在住か勤務地が町内にあるソフトバレーボール爱好者とソフトバレーボール協会員
▼申し込み・問い合わせ先／(株)弟
屈郵便局(佐々木)☎482-2244
申込締切／2月29日(月)

948(課直通)まで。
振興係☎482-2244



歩くスキーを楽しめませんか
※歩くスキーがない方には、町教育委員会社会教育課体育振興係で貸し出していますので、お問い合わせください。

▼日時／2月14日(日)
合9時30分集
▼集合場所／桜ヶ丘森林公園駐車場
○草原展望台
▼参加費／一般の方500円(傷害保険料記念写真代含む)
▼コース／桜ヶ丘森林公園～900m
▼申し込み・問い合わせ先／上枝スボーツ☎482-2285まで。
※初心者でも参加できます。
※タイムレースではありません。
※小学生以下の方は、保護者同伴で参加してください。
※気象状況によりコースを変更することがあります。



900m草原

▼日時／2月14日(日)
合9時40分出発正午ころ終了
※2日火、9日火は17時まで・最終日
10日は入場15時まで。
▼場所／町公民館 2階 講堂

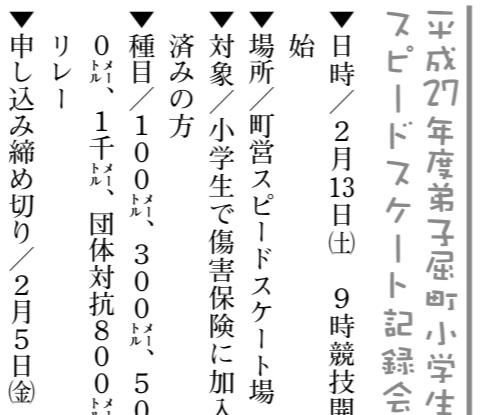
▼対象／摩周観光文化センター
▼競技種目／トリムの部
▼参加資格／町内在住か勤務地が町内にあるソフトバレーボール爱好者とソフトバレーボール協会員
▼申し込み・問い合わせ先／(株)弟
屈郵便局(佐々木)☎482-2244
申込締切／2月29日(月)

948(課直通)まで。
振興係☎482-2244



歩くスキーを楽しめませんか
※歩くスキーがない方には、町教育委員会社会教育課体育振興係で貸し出していますので、お問い合わせください。

▼日時／2月14日(日)
合9時30分集
▼集合場所／桜ヶ丘森林公園駐車場
○草原展望台
▼参加費／一般の方500円(傷害保険料記念写真代含む)
▼コース／桜ヶ丘森林公園～900m
▼申し込み・問い合わせ先／上枝スボーツ☎482-2285まで。
※初心者でも参加できます。
※タイムレースではありません。
※小学生以下の方は、保護者同伴で参加してください。
※気象状況によりコースを変更することがあります。



900m草原

▼日時／2月14日(日)
合9時40分出発正午ころ終了
※2日火、9日火は17時まで・最終日
10日は入場15時まで。
▼場所／町公民館 2階 講堂

▼対象／摩周観光文化センター
▼競技種目／トリムの部
▼参加資格／町内在住か勤務地が町内にあるソフトバレーボール爱好者とソフトバレーボール協会員
▼申し込み・問い合わせ先／(株)弟
屈郵便局(佐々木)☎482-2244
申込締切／2月29日(月)

948(課直通)まで。
振興係☎482-2244



大人としての新たな一歩

第68回弟子屈町成人式



弟子屈ロータリークラブからの記念品を受け取る高橋伽奈さん(左)



町選挙管理委員会からの記念品を受け取る山野太郎さん(左)



交通安全宣言を行う杉山さん(左)



出席者全員で記念撮影

第68回弟子屈町成人式が1月10日、摩周観光文化センターで行われました。

今年、町内で成人を迎えたのは72人。式典にはそのうちの53人が出席しました。華やかな晴れ着や真新しいスースに身を包んで出席した新成人は、友人ととの再会や大人としての出発を喜び合っていました。式典では新成人を代表して渡邊雅仁さんと高田穂乃香さんが「一社会人として、向上心をもつて成長していく」と誓いのことばを読み上げたほか、杉山駿介さんが弟子屈町選挙管理委員会から記念品を受け取る山野太郎さん(左)、警察署の名雪淳也地域・交通課長を前に、交通安全宣言を行いました。

式典に続き、ユースフルネットワークでしかが(今井慎也会長)が中心となつて祝賀会を開催。豪華な景品を目指したゲームなどが行われ、新成人の皆さんが楽しみました。

町の話題

CloseUp Topics

町の話題



両市町の交流のきっかけとなった永山在兼氏の顕彰碑前

日置市訪問で見聞広げる

姉妹都市中学生交流事業



観光農園でのイチゴ狩り

歓迎セレモニーであいさつ

今回は第14回目の訪問として、弟子屈中学校の杉山稔校長を団長に、弟子屈・川湯両中学校の生徒11人、引率者4人の総勢15人が鹿児島県を訪れました。現地では永山在兼氏の墓参りをはじめ、東市来中学校・上市来中学校との学校交流、日置市はもとより鹿児島市や知覧町などでの史跡・施設の見学、陶芸など、多くの貴重な体験をしました。8月には、日置市の生徒が本町にやってきて交流する予定です。

サイバー空間の脅威に対する社会の対処能力を強化しよう

ネットの陰に潜むサイバー犯罪あなたを守るサイバーセキュリティーサイバー犯罪とは、コンピューターやそのネットワークを利用して行われる犯罪のことです。サイバー犯罪の被害に遭わないよう、次の対策をしましょう。

- パソコンやスマートフォンには、ウイルス対策ソフトをインストールする。
- パスワードは自分自身でしっかりと管理し、他人に絶対教えない。
- オンラインショッピングで買い物をする際は、そのサイトが本物なのかどうかをよく確認する。
- さまざまな対策をして、インターネットを利用しましょう。



摩周一一〇番

弟子屈警察署
所在地交番

☎ 482-2110

川湯駐在所

☎ 483-2151

こんな電話がかかってきたら
それは詐欺です！

「家族を名乗る者から」電話番号
が変わった

「ATMで医療費を還付する」
「名義を貸してほしい」

「ゆうパック、宅配便などで現金
を送ってほしい」

「宝くじなどの当選情報がある」
「振り込め詐欺など特殊詐欺の被害を防ぐため

特殊詐欺による被害が後を絶ちません。
被害に遭わないよう、普段から家族と連絡を取るようにしましょう。
また、家族間で合言葉を決めておくと、被害防止に役立ちます。



その電話の相手
本物ですか？

自動車運転免許更新時講習

期日／2月17日(水)

場所／町公民館

- ▶優良講習／11時30分
- ▶一般講習／13時
- ▶違反講習／9時
- ▶初回講習／14時30分

※講習は、警察署で免許更新の手続きを済ませた後に受講してください。

違法・迷惑駐車は絶対にしないで

- ・夜間、駐車車両に気づかずに行冲突するなど、交通事故につながります。
- ・除雪・排雪作業の妨げとなり、皆さんの生活に悪影響があります。
- ・救急車などの緊急車両の活動を妨げるため、人命救助に支障が出ます。
- ・道路が狭くなるため、通行の妨害になります。
- ・危険や障害の原因となります！絶対にしないようにしましょう。

違法駐車・迷惑駐車は、さまざまな原因があります！絶対にしないようにしましょう。

**1月4日
管内市町村のトップを切って
弟子屈消防の出初式**



弟子屈消防の出初式が1月4日、役場駐車場などで行われました。

消防力の充実・強化と、消防職員の士気高揚を目的に、毎年開催されています。式には、消防職員や来賓など約80人が出席。役場駐車場で観閲式を行った後、消防団ラッパ隊を先頭に、消防車両10台を含む消防隊が中央通りを行進しました。消防隊の勇姿に、沿道からは拍手が贈られていきました。また、長年、消防活動に尽力してきた消防職員の表彰も行われ、年の初めに防火・防災意識を新たにしました。



**1月1日～2月29日
ばん馬の写真にキルトの作品
道の駅摩周温泉の企画展**

1月から、道の駅摩周温泉の展示が変わりました。

1階ギャラリーでは、第7回摩周湖ばん馬大会フォトコンテスト作品展を開催。昨年、町内で行われた同大会で撮影された、生き生きとした、ばん馬の写真が展示されています。

1階イベントコーナーでは「きずなのなかま達」によるキルト展を開催。織細で温かみのあるキルト作品が展示してあります。

展示期間は2月29日(月)までですので、一度ご覧になってみませんか。

**1月6日
華麗なはしご乗りを披露
川湯消防の出初式**



川湯消防出初式が1月6日、川湯消防庁舎で行われました。

式には、消防職員や来賓、関係者など約50人が出席し、恒例のはしご乗りの披露などが行われました。川湯消防庁舎前で行われたはしご乗りでは、高さ約7メートルの竹はしごの上で、そろいの法被を着た職員が華麗な技を披露し、見物していた皆さんから拍手喝采が送られました。また、長年、消防活動に尽力してきた消防職員の表彰が行われ、今年1年の防火・防災の意識を新たにしました。



**1月4日～2月29日
女性ならではの視点で日常を切り取り
川湯エコミュージアムセンターで企画展**

川湯エコミュージアムセンターの2階ギャラリーで1月4日から「オトナ女子のツナガル写真展 Five Colors～五人五色の日常～」が開催されています。

職場が川湯にあることから、仕事関係でつながった5人の女性が撮影した32点を展示。通勤途中で見かけた風景、休日や自宅での過ごし方などが紹介されていて、笑いながら見ることができます。訪れた方からは「地元の幸せを、それぞれの角度でとらえていて面白かった」といった声が聞かれました。

2月29日(月)まで行われていますので、ぜひ一度ご覧になってみませんか。

**1月8日
長年にわたり地方自治の発展に貢献
故 坪井嗣雄さんが正六位と旭日雙光章を受章**



昨年9月に任期半ばで逝去された、前・町議会議員の故 坪井嗣雄さん(朝日3)に、特旨叙位・正六位と特別叙勲・旭日雙光章が授与されました。

伝達式は1月8日に行われ、坪井さんの妻・輝子さんに、徳永町長から位記、勲記と勲章が手渡されました。

坪井さんは、1963(昭和38)年に町議会議員に初当選。町議会議長などの要職を担うなど、32年の長きにわたり、地方自治の発展と地域の活性化に貢献したとして、この度の受章となつたものです。



**1月7日
みんなの体をつくる食事を大切に
放課後児童クラブの子どもたちが食育調理実習**

町内4カ所の放課後児童クラブを利用する子どもたちを対象とした、町主催の食育調理実習が行われました。

食育推進計画策定時に

行ったアンケート調査では、朝食を食べない子どもたちが急増していることが明らかになっています。調理実習は、学童期から食事の大切さを学んでほしいと行われました。1月7日には、げんきクラブを利用する子どもたちが、町の石塚員可管理栄養士の指導の下、カレーライス作りに挑戦。自分たちで作ったカレーを味わった後、食事の大切さについて説明を受けました。

**12月18日
安全運転への意識新たに
弟子屈町交通安全大会を開催**



弟子屈町交通安全運動推進協議会・弟子屈町交通安全協会主催の平成27年度弟子屈町交通安全大会が社会老人福祉センターで行われました。

大会には、自治会関係者など約80人が参加。町交通安全運動推進協議会や全日本交通安全協会などから、優良運転者などに対する表彰が行われ、14人が表彰を受けました。また、弟子屈警察署の名雪淳也地域・交通課長による講演「管内の交通情勢について」も行われ、参加者の皆さんは熱心に聴き入っていました。

カメラスケッチ



このページは皆さんからの情報で作られています。
どのような情報でもすぐにかけつけます。
お気軽にご連絡ください。

まちづくり政策課政策調整係 482-2913(課直通)

12月21日

**地域が目指すべき姿を決定
南弟子屈地域活性化協議会で7回目の会議**



南弟子屈地域活性化協議会(小澤重則会長)の第7回ワーキンググループ会議が12月21日、旧昭栄小学校で開催されました。

同協議会は昨年5月設立。地域の活力とコミュニティの核を担ってきた昭栄小学校の閉校を受け、地域ぐるみでのまちづくりを進めようと設立されたものです。今回は、過去6回のワーキンググループ会議で話し合った内容をもとに、30年後の地域があるべき姿「将来ビジョン」を策定しました。(27ページ参照)

12月25日

**地域の役に立ちたい
協和建設が社会貢献で防護柵撤去**



株協和建設(延藤政則代表取締役)の皆さん12月25日、見晴台団地の防護柵の撤去作業を行いました。

同団地の柵は例年、雪で倒れてしまうため、撤去して冬期間保管し、春に再び設置しています。冬の撤去と春の設置は、同社が社会貢献の一環として行っています。参加した皆さんは、手際よく作業を進めました。

1月1日

**餅まきや川湯ばやしなどで新年を祝う
道の駅でお正月イベント**



道の駅摩周温泉で1月1日、恒例の新春感謝祭が行われました。

祭は、道の駅のリニューアルオープン後から毎年行われているもので、今年で5回目。正面玄関前で川湯ばやしが披露されたほか、前庭では、くじ入りの餅まき大会が行われ、多くの方にぎわいました。館内では、直売会特製の福袋が販売されたほか、地場産の牛乳やお汁粉がふるまわれ、来場者の皆さんは、お正月気分を満喫していました。

町営住宅 入居者を募集します

役場では、次の期間で町営住宅入居者を募集します。入居者は、条件を備えている方から、困窮度などに応じて決定します。

▶受付期間／2月2日(火)～2月9日(火)(土・日曜日を除く)

▶受付窓口／役場建設課管理係・川湯支所

▶入居時期／2月下旬～3月上旬の予定

▶入居敷金／住宅料の2倍の額(緑団地単身者用)

※入居要件、入居基準など、詳しくはお問い合わせください。

※入居しようとする方、同居しようとする親族などが暴力団員である場合は、入居が認められません。

□問い合わせ先／役場建設課管理係 482-2941(課直通)まで。

公募対象住宅一覧表

団地名・構造	建設年度	規模	月額住宅料	戸数	備考
※緑団地単身者用(中層耐火3階建)	H6	1LDK	30,000円	1	47.40m ² (3階)

注1 ※印の団地は、管理費が毎月200～3,000円程度かかります。(団地によって異なります)

注2 場合によっては募集内容を変更することがありますので、あらかじめご了承願います。



問い合わせ先／摩周ウインターフェスタ実行委員会(弟子屈町商工会内) 482-2259

2月7日は北方領土の日

わが国固有の領土である歯舞諸島、色丹島、国後島、択捉島からなる北方四島の早期返還の実現については、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。

北方領土問題解決のため、これまで日露両国間では精力的な外交交渉が続けられていますが、北方領土返還要求運動が始まってから70年が経過した現在もなお、領土返還への具体的な道筋は見えないままとなっています。

国の外交交渉を積極的に後押しし、さらなる道民世論の結集を図るために「日露通行条約」署名の日(1855年2月7日／安政元年12月21日)を記念して、1981(昭和56)年1月6日の閣議で、2月7日が「北方領土の日」と定めされました。この日を中心に、北海道独自の取り組みとして「北方領土の日特別啓発期間(1月21日～2月20日)」を定め、道、市町村、関係団体が連携し、国民世論を盛り上げるための各種行事が各地で開催されます。

北海道では、雪まつりや氷まつりなど地域の行事と合わせて、署名運動や講演会、ポスター展など多彩な行事が展開されます。

本町においても、町内4カ所(役場・川湯支所・屈斜路研修センター・道の駅)に署名コーナーを設置していますので、皆さんのが署名をよろしくお願いします。

□問い合わせ先／役場総務課総務係 482-2912(課直通)まで。

町公式ウェブサイトのトップページをリニューアル!

町公式ウェブサイトのトップページをリニューアルしました！

ページのレイアウトを見直して、検索したい内容を分かりやすく分類。より検索しやすくなりました。

町からの告知内容は「お知らせ」「募集」「イベント」に整理しました。

各ページには、ソーシャルボタン(LINE(ライン)、Twitter(ツイッター)、Facebook(フェイスブック))を配置。クリックすることにより、そのアプリを通じて情報を共有できるようになりました。

ウェブサイトならではのスピード感を生かしてさまざまな話題やお知らせを提供し、皆さんに役立つサイト運営を行っていきますので、よろしくお願いします。

左の二次元コードを読み取ると、携帯電話やスマートフォンでご覧になれます。



URL <http://www.town.leshikaga.hokkaido.jp>

問い合わせ先／役場まちづくり政策課政策調整係 482-2913(課直通)

2月の町税などの納期限

今月の町税などの納期限は次のとおりです。納め忘れないようにしましょう。

2月25日(木)

- ▶国民健康保険税9期
- ▶後期高齢者医療保険料9期
- ▶介護保険料5期

夜間納税窓口を開設

日中、仕事などで役場に来られない方々のために「夜間納税窓口」を開設します。ぜひ、ご利用ください。

▶開設日時／2月24日(水) 午後8時まで

▶開設場所／役場庁舎・川湯支所

□問い合わせ先／役場税務課

482-2914(課直通)まで。

出張年金相談所を開設

★日時／3月3日(木) 10時30分～14時
(受け付けは13時30分まで)

★場所／町公民館

★主催／釧路年金事務所

★予約受け付け／2月26日(金)まで

(完全予約制)

□予約・問い合わせ先

0154-6000(お客様相談室)

※年金相談の予約をするためには、基礎年金番号をご確認の上、釧路年金事務所へご連絡ください。後日、予約確認・添付書類などの連絡を行います。

注意!! 屋根からの落冰雪

毎年、冬になると、沿道建物などからの落冰雪による死傷事故が多く発生しています。

皆さんも冬期間の生活には苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故をなくすため、特に次のことについて注意していただくようお願いします。

◆屋根の雪や氷、つららが道路に落ちるような建物には、落雪などによって事故が起きないよう、丈夫な雪の滑り止めなどを付けるようにしてください。

◆雪の滑り止めを付けてあっても、強さが足りなかったり、針金などが古くなってさび付いていると、壊れて落ちることもあります。雪が多くなる前に必ず点検し、悪いところがあれば早めに修繕するようにしてください。

◆屋根の雪や氷、つららは、気温が上がったり雨が降ったりすると特に落ちやすくなるため、早めに取り除くようにしてください。雪下ろしをする際は、歩行者などに危険のないように十分に注意してください。

◆屋根から大量の雪が落ちたときは、事故がないかすぐに確認するとともに、歩行者の通行の支障にならないよう処理してください。

◆敷地内の雪を道路に出すと歩行者などの迷惑になりますので、出さないようにしてください。

◆軒下の通行はできるだけ避け、通行するときは十分注意するようにしてください。

◆小さなお子さんは歩道で遊ばないようしてください。

◆ビルの壁や窓枠、突出看板などからの落冰雪は少量でも危険ですので、付着した雪や氷を取り除くようにしてください。



北海道開発局・北海道・北海道警察・弟子屈町

Monthly Schedule

主な予定を掲載しています

日	月	火	水	木	金	土
○○○記号の見方○○○ ■～健診や子育て相談など ■～行政相談、人権相談 ■～保育園開放など 子～子育て支援センター開放など 税～税の納期など ■～イベント、その他	■ひなたぼっこ開放「0～1歳」(子育て支援センター・9:30～11:30／14:00～16:30) ■健康相談(役場・10:00～16:00) ■母子手帳交付(役場・10:00～16:00) ■国民健康保険税8期、後期高齢者医療保険料8期納期限	■ひなたぼっこ開放「2～3歳」(子育て支援センター・9:30～11:30／14:00～16:30) ■健康相談(役場・10:00～16:00) ■母子手帳交付(役場・10:00～16:00) ■ダイヤモンドスト in KAWAYU(川湯温泉・17:00～) 【2/22まで】	■保育園開放「遊んDay」(おひさま保育園／川湯保育園・9:00～) ■ひなたぼっこ移動開放「0～3歳」(川湯駅前交流センター・9:30～11:30) ■ベビーマッサージ教室(福祉センター・13:00～)	■ひなたぼっこ開放「0～3歳」(子育て支援センター・9:30～11:30／14:00～16:30)	■ひなたぼっこ開放「0～3歳」(子育て支援センター・9:30～11:30／14:00～16:30)	■おはなしはらっぱ(図書館・13:00～) ■原しげ子さん紙芝居講演会(公民館・13:30～)
7	■理学療法士と遊ぼう(みはらし台こども館・10:30～11:15) ■健康相談(役場・10:00～16:00) ■母子手帳交付(役場・10:00～16:00)	■ひなたぼっこ開放「2～3歳」(子育て支援センター・9:30～11:30／14:00～16:30) ■9・10ヶ月児相談(福祉センター・10:00～)	■ベビーマッサージ教室(福祉センター・13:00～)	10	11	■ひなたぼっこ開放「0～3歳」(子育て支援センター・9:30～11:30／14:00～16:30) ■おはなしはらっぱ(図書館・13:00～) ■摩周ウインターフェスタ2016(ふれあいスペースコラーレ)
14	■ひなたぼっこ開放「0～1歳」(子育て支援センター・9:30～11:30／14:00～16:30) ■健康相談(役場・10:00～16:00) ■母子手帳交付(役場・10:00～16:00)	■ひなたぼっこ開放「2～3歳」(子育て支援センター・9:30～11:30／14:00～16:30) ■保育園開放「遊んDay」(おひさま保育園／川湯保育園・9:00～) ■ひなたぼっこ移動開放「0～3歳」(川湯駅前交流センター・9:30～11:30) ■人権相談(公民館・13:00～15:00) ■ベビーマッサージ教室(子育て支援センター・13:00～)	■母親講座「おひなさま制作」(子育て支援センター・9:30～11:30) ■行政相談(公民館・13:00～15:00) ■ひなたぼっこ開放「2～3歳」(子育て支援センター・14:00～16:30)	■ひなたぼっこ開放「0～3歳」(子育て支援センター・9:30～11:30／14:00～16:30)	■ひなたぼっこ開放「0～3歳」(子育て支援センター・9:30～11:30／14:00～16:30)	■おはなしはらっぱ(図書館・13:00～)
21	■ひなたぼっこ開放「0～1歳」(子育て支援センター・9:30～11:30) ■健康相談(役場・10:00～16:00) ■母子手帳交付(役場・10:00～16:00)	■ひなたぼっこ開放「2～3歳」(子育て支援センター・9:30～11:30／14:00～16:30) ■保育園開放「遊んDay」(おひさま保育園／川湯保育園・9:00～) ■乳児・3歳児健(福祉センター・9:15～) ■フッ素塗布(福祉センター・10:00～) ■予防接種「BCG」(福祉センター・14:30～15:00) ■夜間納税窓口設(役場／川湯支所・20:00まで)	■ひなたぼっこ開放「0～3歳」(子育て支援センター・9:30～11:30／14:00～16:30) ■国民健康保険税9期、後期高齢者医療保険料9期、介護保険料5期納期限	■ひなたぼっこ開放「0～3歳」(子育て支援センター・9:30～11:30／14:00～16:30)	■ひなたぼっこ開放「0～3歳」(子育て支援センター・9:30～11:30／14:00～16:30)	■おはなしはらっぱ(図書館・13:00～)
28	■ひなたぼっこ開放「0～1歳」(子育て支援センター・9:30～11:30／14:00～16:30) ■健康相談(役場・10:00～16:00) ■母子手帳交付(役場・10:00～16:00)					

問い合わせ先 健康推進課 ☎ 482-2935 環境生活課 ☎ 482-2934 税務課 ☎ 482-2914 おひさま保育園 ☎ 482-2444 子育て支援センター「ひなたぼっこ」 ☎ 482-5667

●人口計		7,766人	(マイナス11)
●世帯数	3,956世帯	(マイナス5)	
男	3,673人	(マイナス3)	
女	4,093人	(マイナス8)	

● 人のうぶさ [12月末現在]

お誕生おめでとうございます

須藤しづくちゃん女(佳祐)中央2
 佐々木亮太ちゃん男(章丞)泉5
 山本将功ちゃん男(昇平)美里2
 鈴木朔久ちゃん男(謙太)美里2
 今井結翔ちやん男(慎也)湯の島1

お悔やみ申し上げます

新木 英昭さん(76歳)鈴別
 猪狩 サダメさん(90歳)札友内
 扇 幹義さん(86歳)美留和
 小川 次郎さん(92歳)川湯温泉5
 香川 博さん(75歳)鈴蘭5
 桑島 慶子さん(87歳)桜丘3
 佐々木 進さん(89歳)中央2
 佐藤那美子さん(80歳)美里5
 杉本 恵子さん(76歳)美里1
 田中 富吉さん(83歳)中央1
 支倉 羊治さん(80歳)泉2
 八幡 貞雄さん(88歳)美留和

▼成人式の取材に初めて行つてきました。スーツ姿で引き締まつた表情の男性や、振袖姿のあやかかな女性たちが参加されていました。新成人の方を見ながら、自分はちゃんと成長できているのか再確認をさせられた日でした。(鶴田)

▼放課後児童クラブの子どもたちのカレー作りへ。包丁の使い方や後片付けなど、家でのお手伝い具合が垣間見えました。普段のわが子を振り返つて、反省したひとときでした。手伝わせることを面倒がつてはダメと分かつてはいるのですが。(宮田)

●編集後記

本報第十一期 2012.2



住宅用火災警報器購入助成の期間を延長

弟子屈防火管理協議会が行う住宅用火災警報器の購入に対する助成は、昨年10月15日～12月31日となっていましたが、今年の3月20日(日)まで期間を延長することが決定しました。本町の2015年の住宅用火災警報器設置率は87.1%で、年々上昇しています。より多くの家庭に住宅用火災警報器を設置していただき、火災のないまちづくりを目指しましょう。

住宅用火災警報器1基につき、2,000円分の摩周湖スタンプ券を贈呈します。

※1世帯1回限り 2基4,000円分を限度とします

住宅用火災警報器購入助成に関するQ&A

⑥ 脱感を愛はるにはどうしたらしいの？

A 住宅用火災警報器を弟子屈町内の取扱店で購入してください。その後、弟子屈消防署に、住宅用火災警報器購入助成申請書(消防にもあります)・印鑑・領収証(住宅用火災警報器の個数と金額が確認でき、宛名が世帯主名となっているもの)をご持参ください。

Q どうして住家用火災警報器は設置しなければならないの？

A 2006年に消防法が改正され、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。自分の命、そして家族を守るためにも、設置をお願いします。

